

法學博士小林丑五郎著

地方財政學

明治大學出版部發行

44.3.2
肉

自序

我日本は今や懸値なしの大帝國となつた、領域は倍加し、人口は激増し、陸海の兵備大に張り、貿易の總額十億に近く、國費は一般及特別に於て、約八億圓を算すと云ふ盛況である。去れど、此の盛況は反面に於て多少の犠牲を齎んで居る、此の犠牲あればとて、帝國の大は最早や失墜するものではないが、更らに大なる發達を望むには努めて此種の犠牲を救済するの要がある、此犠牲と云ふは租税の増加を別とし、地方財政の究塞と戦後國債の激増である。

國債の激増に付ては、國家財政の方面より銳意之が整理に努めつつ、既に効績の顯著なるものもあるも、外債の銷却は容易の

事にあらず、之か爲めには結局國內産業の進捗を圖り、極力輸出の増加に訴ふるの外なきは明かである。故に今に於て交通及金融の機關を整備し、重要産業の組織を擴大し、國際商品の増殖を期せねばならぬ。地方産業を支配する地方財政の改善は既に此の關係に於て最も緊要のことと惟ふ。地方財政の究塞は由て來る所洵とに久し、維新後引繼ぎ國費は多端にして地方を省みるの違なかりしは勿論である。十八九年の頃より多少の餘裕を得けん、地方財政も顧念に洩れず、警察費は連帶支辨となり、後には監獄費を國庫支辨とするに至れるも、日清戦後の經營の爲め、營業税は奪はれて國税となり、國家多數の税法は地方課税に嚴格なる制限を加へ、地方債の如きは殆んど絶對に禁遏せりと云ふ有様なりき。日露戦後

に及んでは、特別の地方課税制限法を制定し、後ち稍々制限率を高めたるも、國税既に總ての税源を狩り盡くし、最早や地方税の餘地として殆んど存するものなきに至り居れり。治水の費用も道路の費用も、乃至初等教育の費用も、最大部分を擧げて地方費の負擔に任せながら、而かも財源と金融とは獨り中央に集權したと云ふ有様である。勿論國庫は年々此等の地方費に對し、已むなく國庫補助金を増出するに至りたるも、其の額は極めて微々たるものである。歐洲の例を見るも、英國は地方費の百分の八、普國は百分の十一、佛國は初等教育費の殆んど全部を國庫支辨と爲したる上に、地方費に對して尙ほ百分の五の補助金を支出して居る。然るに、日本は少なき地方費に對する百分の二に過ぎずと云ふ計算である。

財政集權の犠牲は是のみにあらず、殊に最近に至りて地方財政の上に著しく感し來つた事實がある、其れは國庫の繰越剩餘金と減債基金とが、地方の金融を壓迫して、間接の大苦痛を地方財政の上に打つと云ふことである、日露戦後に於ける財政集權の結果は、收入常に餘りあつて支出之に伴はず、累年一億圓以上の繰越剩餘金を存して居る、此の剩餘金は實際上短期借入金、の借繼と關連して多少使用せらるべきも、多くは中央に停滯して地方に散布せざるものと見る、加ふるに又た減債基金の内容は、毎年約一億六千萬圓を繰入する定めなるが、此の貨幣は、戦後此の目的の爲めに繼續せられたる非常特別税全部の收入である、斯くて減債基金に繰入したる後ち、其の貨幣は毎年國債元利の支拂に由りて、國債證券所有者の財布

に回收せらるるの順序となる、然るに、其の證券の大部分は、國庫預金部、日本銀行、他の大銀行、保險會社、赤十字社等の保有又は保管に係り、毎年此等同一の所に集中堆積し、地方に散布するものは極めて少額である、更らに郵便貯金の回送、國有鐵道並に專賣收入等の集中を見れば、如何に財政集權の強大なるやを證するに足る、之が爲め地方の金融は涸渴し、地方民支拂の苦痛は、幾層の甚しきを加へ來つた、時しも國家の財政家は、逸早く此の趨勢を看取して、先づ郵便貯金の一部を地方に融通し、次いで勸業銀行及國庫預金部よりの低利貸出を計畫せり、大銀行も、政府各種の募債に應ずべき資源を缺かさる程度に於て、地方債の整理及社債の引受に救援したりと聞く、之を前記の集中額に比すれば、尙ほ燒石に

滴水の感あるも、其れ丈けに又た救済の效も顯著に見へる之れと同時に熱心なる當局者は、更らに積極的に地方改良事業を講究し、感化院、浮浪收容所等の文化的事業を擧げつつある。殊に治水の事業は、根本的の計畫を立てて、國費支辨の大英斷に出づと云ふ、輕便鐵道法は、一面官線の利益を裨補するにあるも、他面に、地方民業の開發を促がすの効あるや勿論である。機運は確かに地方救済及開發に向へり、地方團體は之れと相應して、相當の經濟設備及文化事業を起さねばならぬ。村落の救済及都市の繁榮を計り、地方の產業組織を擴大して、大經濟の發展を裨補すべき產物及文化の増進を促がすの要を見る、而して皆を是れ地方財政の職分である。

英國の地方財政を見るに、地方費の總額は國費の總額と相伯仲し、一人宛負擔三十六圓五十錢に達すと云ふ。普國の地方費は、總額に於て國費の半額に當り、一人宛十六圓七十錢の負擔である。佛國の地方費は、初等教育費の殆んど全部を國庫支辨に移しながら、尙ほ總額に於て國費の三分の一を支出し、一人宛の負擔十四圓五十錢を示して居る。之に比して本邦の地方費は、總額に於て國費の四分の一を支出し、一人宛四圓十四錢を負擔するの現状なるが、前記の經濟的及文化的新職分を數へ來れば、更らに數層の經費を要すべきや疑なき所である。茲に於てか、問題は地方財源の問題となる。地方公課及地方起債の如きは、奈何すべき、國家の助力及會計監督の如き亦た之を奈何すべきや、是れ最も講究を要すべき所である。

余は斯く思料して、先づ地方財政に關する學說を集閱し、更らに、歐洲先進國に於ける地方財政の制度及統計を調査したるが、其の結果我が現行の地方財政に對照し、注目すべき顯著なる事項は、大要左の如くなるを觀じた

- 一 地方制度に於て上級自治體の數少なきこと
- 二 市の數は多くして且つ能く發達し、地方事業の中心たる繁榮を示めすこと
- 三 會計の監督は精細嚴密にして機關亦た備はれるもの多きこと
- 四 經費に於ては國費に比して割合上多額の支出を爲し人口宛の負擔頗る巨額なること
- 五 殊に救貧、土木及社會行政上の經費、著大なること

- 六 收入に於ては、英國を除くの外、土地收入多きこと
- 七 收益企業の收入は、佛國の外、何れも重要な財源を爲すに至れること
- 八 手数料の收入も亦た頗る多きこと
- 九 特別賦金又は私益改良税なるもの發達し居れること
- 十 地方税に於て、佛獨兩國は最近の大改革を實驗し其の成績亦た良好なること
- 十一 各國多くの間接消費税を存すること
- 十二 直接税を地方財源に移し又は移さんとするの傾向ありて、地方特別直接税の發達顯著なること
- 十三 土地増價税、家賃税及特別所得税存在すること
- 十四 附加税及特別税に關しては、法律を以て何れも課税

標準を定め又た概して一定の課税制限を存すること

十五 國稅收入の讓與及國庫の補助金頗る多きこと並に補助金の分配は團體負擔力を標準に加ふるの傾向あること

十六 地方債の額は各國何れも甚しく巨額にして各經常歲入の三倍半乃至四倍なること

交通機關及收益企業の公債殊に多きこと

十七 地方債の發行制限及利率の制限あること

十八 減債基金及信用保持に關する諸般の制度備はれること

十九 地方債の利子は國債の利子より高きこと勿論なるも其の差は甚た少なきこと

二十 地方金融の機關及制度能く備はれること

二十一 地方金融に關し國家の助力顯著なること

然れども各國自ら制度組織を異にし統計の基礎も同一ならざるにより到底精確の比較をなし得るものでない縱令比較し得るものとするも各國自から歴史を異にし境遇を異にし經濟及生活の程度も同様ならぬを以て孰れとも是非を明定し得ざる次第である況んや之を移して模倣せんとすることは慎重の講究を要すへきこと勿論である併し先づ他山の石として之を参考に資し自國の前途を卜すと云ふことは亦た甚た必要のことと信ずる

本書は各章先づ學理上の論據を明にし次いで英佛獨に於ける地方財政の制度及統計を集録し併せて本邦の地方財政を

論述し、多少比較の考を以て、一、二の評見を加へたものである。若し地方實務家及政論家の精讀を得て、其の達識に由り現下の地方財政に裨益するところあらば、誠とに望外の幸慶である。茲に本書の成立ち、内容及希望を叙して序文の代りとする。

明治四十四年二月三日 著者 小林丑三郎識

本書の引用及参考書

- 一、英書 に於てはグラハム氏の著課税(地方及帝國)及地方政府論、ランジ氏の著倫敦地方税論、マツケイ氏の著英國救貧税沿革史、バルグレイプ氏の編經濟學字典、第五十四回英國統計提要及ヒローレンス氏の著英國政治論
- 二、獨書 に於てはシェンベルヒ氏の編經濟學綱要第四卷、コンラード氏の編國家學字典、フグナー氏の著財政學、カウフマン氏の著地方財政、獨逸税法改革案參考書(一九〇七年諸大家編纂)及ヒ獨逸統計年鑑
- 三、佛書 に於てはポリュエー氏の著財政學、デュボアー氏の著縣豫算論、アンリ、シヨパン氏の著邑豫算論及ヒ一九〇七年佛國統計年鑑
- 四、和書 に於ては東京稅務監督局出版英國地方財政取調書、同普魯西地方稅改革始末、內務省地方財政概覽、帝國統計年鑑、府縣郡市町村豫算書、明治財政史租稅篇

附言

右引用に要したる外國貨幣の換算は便宜の爲め左の概算法を用ゆ

英貨 磅は我十圓シリングに志は五十錢に換算す
 獨貨 馬は我五十錢に片は五厘ペニに換算す
 佛貨 法は我四十錢フランに叁は四厘サンチムに換算す

目次

第一章	公共團體	一
第二章	地方團體	七
第三章	地方財政	一七
第四章	地方制度	二五
第一項	職分及組織	二五
第二項	英國地方制度	三三
第三項	佛國地方制度	四三
第四項	普國地方制度	四八
第五項	日本地方制度	五九
第五章	地方財務(豫算會計)	七三
第一項	豫算制度	七四

第一	豫算調製	七四
第二	豫算期間	八一
第三	豫算の形式及分科	九〇
第二項	金庫制度	一〇八
第三項	會計制度	一一四
第一	計算の整理	一一四
第二	計算の検査及解除	一一六
第六章	地方費	一二三
第一項	地方費の分類	一二三
第二項	英國地方費	一三二
第三項	佛國地方費	一三六
第四項	普國地方費	一四〇
第五項	本邦地方費	一四六
一	府縣費	一四六
二	郡費	一四九

三	市費	一五一
四	町村費	一五三
五	組合費	一五五
	地方團體歳出千分比例表	一五七
	各國地方費人口一人宛	一五八
	各國地方費重要目的人口宛	一五九

第七章 地方收入

第一	經常收入及臨時收入の別	一六一
第二	獨自收入及寄附收入の別	一六二
第三	公法上の收入及私法上の收入の別	一六三
第四	普通收入及偶爾收入の別	一六四
(一)	公經濟收入及私經濟收入	一六五
(二)	偶爾收入	一六七

第八章 地方財産收入

第一項	土地利用の收入	一七二
	各國地方財産(不動産)收入比較表	一八九

第二項 貨幣資本の收入.....一九〇

第一 英國の地方資金.....一九三

第二 佛國の地方資金.....一九四

第三 普國の地方資金.....一九五

第四 本邦の地方資金.....一九七

第九章 公營企業の收入.....二〇一

第一項 性質及種類.....二〇一

第二項 各國の地方企業.....二〇七

第一 英國地方企業.....二〇七

第二 佛國地方企業.....二一〇

第三 普國地方企業.....二一二

第四 本邦地方企業.....二一六

第十章 公經濟的收入.....二三一

第十一章 手数料及特別賦金.....二三一

第一項 性質及分類.....二三一

第一 手数料.....二三一

第二 特別賦金.....二三七

第二項 各國の制度.....二四一

第一 英國の地方手数料及特別賦金.....二四一

第二 佛國の地方手数料及特別賦金.....二四六

第三 普國の地方手数料及特別賦金.....二五三

一 萬人以上の市自治體の手手数料及特別賦金.....二六二

一 萬人以上の市自治體の手手数料及特別賦金.....二六四

第四 本邦の地方手数料及特別賦金.....二六五

各國地方手数料及特別賦金比較表.....二六八

第十二章 地方稅概論.....二七一

第十三章 英國地方稅.....二九五

各地方稅需用額總計表.....三〇〇

救貧附加稅種別累年表.....三〇一

千九百二年度救貧稅負擔參考表.....三〇二

英倫地方稅廳別累年總表.....三一

第十四章 佛國地方稅

第一 直接稅の附加稅	三一七
現今各稅に關する縣及邑附加稅と國稅附加稅との關係表	三三二
本稅に對する各附加稅の割合	三三三
第二 支道及村道徭役(鋪道稅)	三三四
第三 地方間接稅	三三七
佛國入市稅累年表	三五六
普通歲入、附加稅及入市稅の關係	三五七
入市稅改革及補充財源の關係	三五八
第四 地方直接稅(特別稅)	三六〇
地方補充的 direct 稅表	三六四

第十五章 獨國地方稅

第一項 市町村稅	三六九
第一 地方間接稅	三八八
第二 特種三稅	三九八
第三 地方直接稅	四〇五
普國市都直接稅總額	四二一

第二項 郡稅及州稅

普國市都物稅入稅々率表	四二二
普國大都市諸直接稅最低最高稅率	四二三
普國市公課總額	四二三
普國町村稅總額	四二四

第十六章 日本地方稅

第一 府縣の現行課稅	四六〇
府縣稅收入額累年比較表	四六八
第二 郡の現行課稅	四七〇
郡費收入額累年比較表	四七一
第三 市町村の現行課稅	四七一
市稅收入額累年比較表	四七四
町村稅收入額累年比較表	四七五
第四 地方課稅總額	四七六
土地の負擔する地方稅	四七六
家屋の負擔する地方稅	四七七
營業の負擔する地方稅	四七八

(六)	所得の負擔する地方税	四七九
(五)	其他の負擔する地方税	四八〇
(四)	地方税の總括及其負擔歩合	四八一

第十七章 地方税評論

第一	附加税の加率を均一ならしむること	四八七
第二	特別税の課税標準を統一すること	四八九
第三	地方營業税を収益税主體に改良すること	四九〇
第四	雜種税の分類を明確にすること	四九一
第五	戸數割を家屋税に改むること	四九三
第六	反別割を従價率となすこと	四九七
第七	動産所得税及土地増價税を起すこと	四九八
第八	消費物税の設定に制止すること	四九八
	各地方税總額比較及負擔表	四九九

第十八章 贈資及補助金

第一	英國地方贈資及補助	五〇九
	千九百三年三王國議税分配表	五一五
第二	佛國地方贈資及補助	五二〇

第三	普國地方贈資及補助	五三三
第四	日本地方贈資及補助	五四七
	各國地方補助費比較表	五六三
	各國地方補助費中普通教育費補助比較表	五六三

第十九章 非常的補填

第一	公有財産の處分	五六七
第二	基金積立	五六九
第三	公債の起舉	五七一

第二十章 各國地方債

第一項	英國地方債	五八五
	英國地方各應別公債現在表	五九八
	英國地方債目的別現在表	六〇一
第二項	佛國地方債	六〇四
第三項	普國地方債	六一六

第四項 日本地方債……………六二二

本邦地方別公債現在高累年表……………六二八
地方債目的別累年表……………六三〇
各國地方債總額及人口宛比較表……………六三一
各國地方債償還費人口宛及償還歩合表……………六三二

第二十一章 地方負擔總括……………六三五

(一) 英國地方收入總括……………六三五
英國地方收入總括表……………六三五
(二) 佛國地方收入總括……………六三八
佛國地方收入總括表……………六三九
(三) 普國地方收入總括……………六四一
普國地方收入總括表……………六四一
(四) 日本地方收入總括……………六四三
日本地方收入總括表……………六四三
各國々費地方費負擔總括表……………六四六

畢

地方財政學

法學博士 小林 丑三郎 著

第一章 公共團體

公共團體は共同體の一種にして各個人の多數の爲め共同一般の需要を充足するを職分とする組織體なり其の發達の完全なるものは法律上及經濟上の人格を具備し職分の履行に伴ふ經濟的の需要と其の之を補充するに必要な經濟物件の供給を要し各個人又は他の共同體と均しく獨立の經濟を管理す此の公共團體の管理する經濟を公共經濟又は單に財政と稱す

此の公共團體と會社其他の普通共同體と相異なる要點を考ふるに吾人は先づ

第一に其の組織に於て根本的に差異あるを見る蓋し普通の共同體即ち謂ゆる私法人に在りては同種の利益を目的とする同業者各個人か各自自由なる意思表示に依り普通法例に準據して組織するものにして決して何人も加入を強制せらるることなし之に反し公共團體に在りては異種の利害を有する各種職業者を統合し別に各自の意思表示を俟たず一般需要の名義に依り加入を強制して組織するものなり既に組織の始に於て相異なること斯の如きのみならず組織後に於ける團體的意力も亦相異れり普通共同體の意力は單に團員の意思の總合力に過ぎざるも異種の利害を統一すへき公共團體の意力は團員の意思の性質を殊にせる特逸の力ならざるへからず團員の意思に對し前者は分量上の差に外ならざるも後者は性質上の差を存せり要するに公共團體の組織は強制的の支配組織なりと云ふに歸す第二は目的に於ける差異なり普通の私法團體に在りては同種の利益を目的とする團員の爲めに主として團體外の第三者に對し活動するを目的とし團體外の第三者より利益を收めて之を團體及團員の利益とするものなるに公共團體に在りては團體内各團員の危害を豫防し利害

を統一し全般の幸福を進捗する爲めに主として團體内の團員に對し活動するものなり彼の營利公業を有する場合に於ても其の花客の範圍と團員の範圍とは殆んど相一致し花客の損失に於て團員の利益を増すと云ふ如き關係は甚た稀れなるを知るへし第三は行爲に於ける差異ならん普通の私法團體に在りては團員の加入は勿論脱退も概して自由なる組織なるを以て團員は常に同一の利益を目的とするもののみ集團し居り團體の一般需要と團員各個の利益とは常に能く一致し團體の行務上敢て團員の意思を強制することなしと雖も公共團體に在りては初めより異種の利害者強制的に集團し一般の利益を目的とするか故に團體一般の需要と團員各個の利益とは必ずしも相一致せず此の場合に於て證明せられたる一般利益の爲め團體自ら其の行務を施爲せんとするときは勢ひ個人の意思を省みず否な往々其の意思に反して之を斷行し以て個人の行爲をも強制せざるへからず而して公共團體の職分上斯る行務の必要甚た多きを占むるか故に是れ亦以て公共團體に於ける一の特色と爲すを得へし公共團體か普通の私法團體と異りて其の組織目的及行務上強制力を要するこ

と斯くの如きものあり茲に於て第四の差違は現はれ來る此の差違は財政上重要の事項にして尤も注意を要する所なり公共團體は強制の組織により個人の需要に一致せざることある一般需要を充足するを目的とし個人の意思を省みず往々個人の意思に反して重要な職分を斷行せざるへからざるか故に彼の會社又は個人經濟の如く各個人の意思を問ひ若くは其の需要に依りて行務を提供するものと異り豫め自己の行務に付き對價を協定し對價を得て行務を提供するの原則に従ふを得ず勢ひ個人の意思表示に依らず團體自ら單獨に其の額及手續を定め之を取立つるの方法に出てざるを得ず此の故に公共團體の財政は普通の經濟方法に依らず團體か共同一般の費用を其の共同的關係を有する團員に對し一般又は特別に割賦するの必要を見るなり然れども公共團體の財政は皆な悉く此の共同的負擔より成るものにあらず團體か其の行ふ職分の性質上各個人を團員として之れに共同從屬の關係を要求し得べき事項に關してのみ適用せらるるなり團體の職分及行務は一として團體内に活動し個人を團員と見做すべき場合多きを占むと雖も又た公共團體は一の獨立經濟體として

他の經濟人格の間に存在し其の團體外の各個人若くは他の團體に對することあり又た團體内の個人に對する場合に於ても團員たるの資格に於てせざるものあり物件の賣買貸借の如き是れなり此の如き場合に於ては公共團體と雖も自他互に獨立經濟人格たる態度に出づるの外なく原則として交換經濟の方法を採るへし之れに向つて共同從屬の關係を要求するの限りにあらず公共團體一般の性質以上の如くなりと雖も公共團體には種々の種類ありて其の目的職分範圍及強制力各々多少の差異なきあたはず今本論の目的より之を大別すれば中央公共團體と地方公共團體との二種と爲すことを得へし而して中央公共團體は國家並に國家の上に存することある帝國及共同政府の如き最強最高の公共團體の謂にして之れに關する財政學は國家財政學の部門に屬す余亦比較財政學の名を以て既に之を世に公にせり本論の主として研究する所は地方公共團體に關する財政に在るか故に専ら地方公共團體を講究の目的物となさんとす

第二章 地方團體

地方團體は廣義に於て國家の領土内各地方に於ける一般又は特別の公共事務を行ひ獨立の經濟を營爲する強制組織の公共團體の謂なるも其の中に各種の系統ありて各國に於ける其の發達相同しからず従つて現在の形態職分亦一様ならざるものあり吾人は先づ此の廣義に於ける地方公共團體の發達順序を述べ而る後に本論の目的とする狹義の地方自治團體に論及せんとす

蓋し國家は最強最高の公共團體なりと雖も其の職分の全部を集中的行政に於てのみ遂行するを得ず之か爲め國家は之を歐洲の先例に見るに往々其の職分の遂行及經濟の經理に關して夙に地方的行政を分岐せり但し此の場合に於ても國家は仍ほ直接に其の需要を定め且つ之を補充するに自家の資財を以てしたること少からず此の如き場合に於ては其の地方行政部は單に國家の機關たるに過ぎずして地方の獨立自治體と稱すへからず然るに國家か其の行政を以て各地方に分岐するに當り何れの國に於ても既に其の地方に現存する小なる

共同體の多數に遭遇せざるなけん更らに細かに觀察すれば此の共同體は自ら共同の需要を充足し居れるのみならず其の遂行しつつある職分の一部は國家の職分に類似する公共事務なることを發見すへし是れ疑もなく地方自治體なり何となれば此の共同體は近世の法治及立憲國家制以前なるに拘らず既に人格を有するの行動を爲し居れるを以てなり其は兎に角も此等自治體の共同目的を遂行せん爲めに國家の行政は發達し國家行政の發達するに及んで更らに此等自治體を利用するの必要を感じ國家は自治體固有の地方公共事務に關する自治權を確保するの外同時に又た國家より一般若くは特別の委任を以て諸般の職分を遂行せしむるに至る

爾後時漸く進み各國の經濟的及政治的事情の發達に従ひ各國の地方團體は各自相異なる變遷を見たり其の中に就き一定の職分需要起る毎に國家の默認若くは明示を以て固有の行爲範圍に附加して之を行ふものあり或は之を自己の行爲範圍に附加せしめて國家又は上級地方團體に引受けしめ若くは特別の地方共同組織を設けて之に應じたるものあり此の特別の地方共同組織にも從來

既存の自治體相聯合したる組合あり又は全く新たに此の目的のみの爲めに組織したる獨立の目的共同體たるあり前者は道路組合、救貧組合の類にして後者は學校組合、寺院自治體、堤防組合及水利組合の類なり斯くの如くして歐洲に於ては原始的自治體の外に幾多複雑なる特別自治體の制漸く發達したるか如し此の特別自治體は主たる地方自治體の特別事務を補助するに過ぎざるも亦是れ地方強制團體の一種に外ならず

英國に於ては歐陸と異り其の内治行政の特色として他國に於ける地方自治體事務の外他國に於ける地方的國家機關の事務をも併せて地方自治團體の行爲範圍に屬せしめ此の地方自治體を稱して地方行政廳と命名す而して新たに發達する事務は此の地方行政廳の聯合したる組合を設けて之を行はしめ以て歐陸諸國の地方聯合組合及特別自治體に該當せしむ

小なる原始的自治團體の職分及需要と同様の系統に屬する事項は更らに益々増進し國家として此の小自治體と國家との間に地方的性質の中間組織を加設せざるへからざる必要を感じしめたり之か爲め國家は此種中間地方體の組織

を認許し之れに公共的職分を與ふると同時に國家法制の制限内に於て一定の自治行政及獨立經濟を營爲せしむるに至れり是れ即ち上級地方團體なるものにして州縣郡の如き之れに屬す

更らに又た國家政務の進歩及擴張に伴ひ國民經濟及社會政策の方面に於て需要を發起し來れるに拘らず國家單獨に之を遂行すること能はず然らざるも專ら關係團體の共働を待つて行ふの得策なるを認めたるか爲め國家は團體の組織を認許し一定の目的を限りて之れに自治及獨立を許るし自家の強制力の一部を付與するに至れるものあり例へは商業會議所、農會、同業組合、災害老廢疾病保險組合の如き是れなり但し此等の組合は地方的住民及隣保團結より生じたる共同體にあらずるを以て特別自治體とも稱し得ず單に特種目的の公共團體と稱するを至當なりとす

以上は皆な國家の下に於て公共事務を遂行し國家の組織に加入せる強制共同體にして左の數點は此等の團體に共通するの要素なりとす

一 公法人の性質あること即ち單なる國家行政上の機關にあらずして公法

上一定の自主權を有するの行動を認めらるること

二 其の職分が公共的性質を有すること即ち國家公共事務の系統に屬する事務を遂行すること

三 國家領土の地方的部分に限界せらるること

四 有限的の民衆に對すと云ふ制限あること

五 有限的の民衆に對し國家の分與せる強制力を有すること

六 獨立の經濟を營爲すること

右共通の要素あるに拘らず廣義に於ける地方の公共團體には三種の異なる系統あるを發見すへし

一 地方自治體 此の系統に屬するものは地方公共事務の一般を該地方全領に對し遂行するの權能を有し一定の自主權を支持す即ち上級下級の地方自治行政體たる州縣郡市町村之に該當す

二 特別自治體 此の系統に屬するものは地方公共事務の一部を直接又は間接に當該地方全領に遂行する狭き權能を有し地方自治體の事務を補助

するに過ぎず例へは水利組合、道路組合、救貧組合、學校組合之に屬す

三 特種目的團體 此の系統に屬するものは國民經濟上及社會政策上特種の目的の爲めに特に組織せられ地方人民の一定階級に對し相對的強制力を有するに止まるものにして例へは商業會議所、農會、同業組合の如き之に屬す

茲に謂ゆる地方自治體と稱したるは中央國家に對して然か云ひたるものにして是れ即ち普通の地方自治體なり狹義に於ける地方自治體とは常に此の普通自治體を意味するものにして本論主要の題目なり吾人は更らに此の普通の地方自治體に關する特色を明かにする爲めに尙ほ詳述する所あるへし

一 地方自治體は特種目的團體と異りて國家自身と均しく領土團體なり換言すれば普通及特別の自治體は其の強制力を當該地方領土及其の上の民衆に及ぼし國家より許可せられたる最高權を以て其の領内に存する不動産並に土著及現住の個人に對し單に彼等か其の領内に存在すと云ふの事實に基き諸般の義務を負はしむ之れに反して各個特別目的の爲め設けら

れたる公共團體の強制力は縱令へ其の範圍頗る廣く往々全領に渉るものあらんも一定の時點に於ける所有者の不動産及び特に其の目的とする職分に關係ある特定の人民の上に之を及ぼすに過ぎず國家の最高權に類似する絶對の強制力を有することなく寧ろ有限有條件的の強制力ありと云ふを得べきのみ

二 地方自治體は國家の委任に係る行政事項の外自由行動の範圍を法定せられ此の法定の範圍内に於て任意の職分を企圖し得るのみならず或は全く自主的に其の自治體に採り必要若くは有利と認むべき事業をも遂行することを得へし之れか爲め地方自治體は時の變遷に依り其の職分の種類及數量を變化し變化の需要に従て自ら新たに發達し其の職分行動の複雑なる能く國家の職分に類するも特別自治體及特別目的團體は單に其の當初一回指定せられたる狹限なる職分のみを制限せらる

三 地方自治體は領土高權者として其の領域に屬する一切の民衆に強制力を及ぼす此點に於ては之に類似する特別自治體も亦た直接救貧又は道路

組合の如し又は間接に聯合學校組合の如し其の地方領域内全人口を包轄すと雖も彼の特別の目的團體に至りては其の權限を唯た其の區域内に生活する個人の一部分に及ぼすに過ぎず且つ一定の標準及性質に従つて精密に規定したる制限に服し其の條件に適せざるに至れば其の團員たる資格を失ひ共同體より除名せらる

四 地方自治體は費用の種類及賦課に關して其の自主權に相當する一定の獨立權能を有すと雖も特別自治體及び特別目的團體は唯た單に特示せられたる目的を遂行するに必要な範圍に於てのみ其の組合員に對し強制力を有するに過ぎざるか故に明示の目的以外に諸般の負擔を賦課することを得ず

以上の所論に依り普通の地方自治體は國家組織内に在りて自家の經濟を營爲する國家の行政單位にして全國家か其の所屬個人の一切を包轄して經濟を營爲すると均しく地方領土に限られたる國家の一部を其の領域に屬する民衆と共に包轄するものなること明白にして且其の特色とする所なりとす吾人か地

方財政學として専ら研究せんとする目的物は實に此の普通の地方自治體の經濟經理に在りとす

第三章 地方財政

地方財政とは地方自治體の經濟經理を指稱するものにして地方自治體に於ける自治なる意義は行政及財政の自治を包含し獨立の行政及獨立の經濟經理を意味するものなり而して獨立は他の機關ならざることを要するか故に地方團體か他の機關として行動せず自ら行政及財政の主體たる法人格を有するに至りて其の發達を完成す斯くの如く地方自治體は獨立の行政、獨立の財政主體たりと雖も自治體其物は國家團體の一團員に過ぎずして其の謂ゆる自治を行はする地方領土は同時に全國家の一部なり其の團員も亦是れ國家の市民に外ならざるか故に自治の眞義は制限ある獨立なると同時に地方自治體の行政及財政は國家の行政及財政と密接なる關係を有せざるを得ず

此の關係に於て國家は部分に對する全部として地方自治體に對し其の行政に於けると均しく財政即ち經濟經理に關し優越且つ支配的なる位地を有するは論を俟たず國家は最高級の團體なるか故に完全相對の自由意思に依り全部

に各地方に於て遂行すへき職分を決定し地方自治體をして國家の欲する職分を遂行するに參加せしむ此の點に於て地方自治體は廣義に於ける國家の分子たりと云ふへし而して如何なる程度に於て地方自治體か國家的職分に參加せしめらるるや竝に其の指定の職分を國家は地方體と如何に分擔し且つ如何に其の財源調達の任に當るべきやは何れも皆な國家の定むる所に服す此の點に付き國家の定むる方法に二種あり一は事務を國家的機關に履行せしめつつ唯た其の費用の全部又は一部を自治體の負擔とするものと又は其の事務をも監督指揮の下に自治體機關に譲り同時に其の全費用を自治體の負擔に屬せしむるものと是れなり何れの場合に於ても自治體の負擔は免れず之を地方自治體の義務費と云ふ但し此の場合に於て自治體の財源は特に國家より法令を以て規定せらるる種類方法により自治體に於て賦課するを得るものと又は自治體固有の收入權によりて徴收せる收入中より支出せしめらるるものとの別あり此の別ありと雖も國家の指定せる職分即ち強制事務に關する費用たるは即ち一なり

此の國家の指定したる義務的職分の外に地方自治體は他の事務を有す此の事務に付て國家は關係することなしと云ふにあらざるも國家自ら以て絕對必要と認めたる事務にあらずと云ふの理由に依り意思決定を地方團體の機關に任せ地方自治體をして其の如何なる職分を如何なる程度まで自己の行爲の目的物とするやを定めしめ其の履行を國家に對しては恰も自治體の私事の如く爲さしむ此の國家指定によらざる行爲範圍を義務的職分に對して自由事務又は隨意的職分と稱す

然れとも此の隨意事務の範圍に於ても地方自治體の獨立權は素より條件附なり其の行動は第一に一般的國家法により第二に國家の指定する義務職分の範圍如何により第三に其の住民か國家の團員として保持すへき負擔能力により制限せられざるを得ず

斯くの如く義務及隨意的職分の一體竝に之に伴ふ地方自治體の支出、經濟は國家の諸制度に密爾の從屬關係を有するのみならず此の從屬關係は地方自治體の收入、經濟の方面にも亦た行はる

地方自治體は公共團體として公共の需用を充足せざるへからざるを以て其の之に要する費用は他の處分し得べき手段なき場合に於て此の團體を組織する團員に對し強制的に徵課し得べき能力なかるへからず是れ地方自治體の收入經濟か國家の收入經濟と均しく同様の分類を見る所以なり即ち

一 私經濟的收入 謂ゆる私法上の收入とも稱せらるるものにして地方自治團體か私法人に準したる資格にて普通の私人經濟に多く見る如き行爲により收入す例へは公有財産及企業より生ずる收益又は公有財産物の處分、信用(公債)による收入の如き之に屬す

二 公經濟的收入 謂ゆる公法上の收入とも稱せらるるものにして地方自治體か其の團員に對する從屬關係的の行爲により之を收入す例へは一般的負擔たる租稅及特別賦金、特別補償名義による手数料、懲罰名義による過怠金科料の如き之に屬す

右何れの關係に於ても地方自治體の自主權は決して絶對なるものにあらず國家は其團員の負擔能力を維持する爲め之に干渉し地方體の自利及び其の地方

機關の短見に放任することなし

財産管理及公債事務の範圍に關して國家は現代人民のみの利益に於ける財産物件の荒廢及處分を測し竝に公債による將來人民の過重負擔を避けしむること干渉す故に多くの國に於ては斯かる處分を爲すに當り國家政府の決定に従はしむるのみならず贈與寄附に依る財産物件の取得に關しても國家政府の決定を要すとせり公債の起舉に關しては各國皆國家の側より豫防的戒心を加へ或は直接に國家の承認を受けしめ又は米國の如く複雑なる特別法規を設けて之れに嚴密なる制限を加ふ

収益的企業の企舉及設定も之か爲め同種民業の競争を排するとき従つて此か設備の使用に向つて地方人民を一般に強制する如き場合に於ては特に國家監督官廳の承認に従はしむ蓋し亦た斯かる地方企業(例へは交通機關の如し)により國家的設備をして不經濟的の競争を受けしめ又は他の國家的施設の害せられんとするを防制せんか爲めなり

更らに進んで地方自治體の公經濟收入に於て國家に従屬せしむるの關係を

見るに第一は租税の件なり租税に關しては國家も自治體と均しく概して同一の現存税源即ち其の市民の財産又は收益に歸依する外なきを以て勢ひ國家と自治體とは無計畫に兩々混施するを許さず地方の地方税は各地方税間に於て系統ある編成を爲すへきのみならず同時に國家の租税系統にも能く組織的に契合するを期すへし此の從屬關係に關する見解を具體的に説明すれば一は即ち自治體は國税の附加により又は同一物に對する獨立課税により國家的税制の平衡主義を害せざること二は即ち各國種々の制度に從ひ地方自治體に一定の課税物件を留保するを許すと同時に國家の税本利用に向つて重きを置くことに注意すへく三に國家は地方自治體の利用する租税物件に付き自治體の爲め課税の方法及程度を法定し之を制限せざるへからすと云ふことは是れなり

手数料及び特別賦金に關しても亦同様なり此の收入は地方體の設備を使用し地方團體をして特に之か爲め費用を惹起さしめ又は直接若くは間接に此の設備の爲め利益を享有する團員より徵收する公課にして其の地方か小なれば小なる丈け各個團員の之に對する利益關係は國家に對するよりも益々密なる

ものあるにより殊に地方自治體の收入として歐米諸國に著しく發達せるものなり然れとも斯かる設備の建設又は維持の費用は果して獨り手数料又は特別賦金によりて補充せざるへからざるか又た其の全部を地方團體のみに負擔せしむへきか一部を地方團體に於て負擔することとするも如何なる程度まで地方自治體の準私經濟的收入若くは一般負擔の租税により支辨し幾分を此の手数料若くは特別賦金によらしむへきか何れも重要な問題に屬す就中國家と地方との分擔及地方に於ける租税と手数料との支辨歩合の如きは直接に地方利益と國家利益とに關係するものなるを以て國家は其の監督支配權を緩弛すへきにあらず殊に近時各國皆な自治體の經濟をして益々手数料及特別賦金を増加し以て其の財政の基礎を強固にせんとするの風潮盛なるものある今日に於ては益々其の必要を感せずんはあらず

以上私經濟的及公經濟的の兩收入方法と相竝んで近時彼の地方團體の義務的職分增高するに伴ひ第三の收入方法始めて起る之により自治體と國家との從屬關係並に國家的行政の分子たる關係愈々接近し地方自治體か國家の指定

したる職分を遂行する機關たる關係を兼ねること益々鮮明せり此の第三の收入方法とは謂ゆる補助金の形體なり此の方法は亦た二様の形に於て現はる一は即ち國家か自治體に對し國政履行の爲め資本的財源を國の財政より支出し之れにより地方財政をして繼續的の收入を生ずる基金たらしめ若くは年々繼續的一定の收入金を寄與するものにして之を寄贈主義の補助と云ふ其の二は國家自ら自治體の支出に對し或る標準に従ひ多少の分擔を爲すものにして之を分擔主義の補助と云ふ

第四章 地方制度

第一項 職分及組織

地方自治體は地方に於ける行政の主持者として竝に獨立の財政體として國家と均しく一方に於ては決定及監督の機關を要し他方に於ては行政及執行の機關を要す

決定及監督の機關は關係人民に對し全體としての關係を有するものにして該共同團體の代表者之れに任す此の代表者は選舉召集開議及事務執行等ありて自ら勞力及經濟的の出費を要するに拘らす其の各員は勞費に付き何等の賠償を得ざるを例とす但し廣大の自治團體等に在りては名譽職の原則を妨げざるを期すると共に此等代表者をして損費なからしめんか爲めに立替補充の形に於て旅費及日當の實費を支給す

此の代表者は漸次に其の行爲範圍を廣め獨り財政上に於ける收支の承認及び決算のみに限らずして直接に行政事務の決定及監督を行ふに至る殊に高級の

自治體に於ては之か爲め永久的の委員會を常設するのみならず此の常置委員に委任するに行政法上所定の範圍に於ける決定及監督の權限を以てするものあり而して之に相當する費用の増加を要す

直接の行政及執行機關は自治體吏員にして町村長、市長、助役、書記等なるも如何なる程度迄此等の吏員か名譽職を以て務むるやは法律上の關係よりも財政上の關係大なり而して一般に云へは實際上の事情により事務複雑にして之に従事するもの一種の職業たるへきか如き場合に在りては有給とし簡單の意思決定に過ぎざるものは名譽職とするの例なり

然れとも吾人に採り研究上必要なるものは此の自治制組織の人事的方面にあらすして其の物質的方面即ち團體需用經費の内容たる職分なりとす此の職分は特別自治體に關するもの、外は自治構成法、市條令、町村條令、縣條令及州令等によりて規定せらる但し舉例的にして總括的にあらざるか故に其の自主權能の範圍内に於て各地方體の決定によるもの少からず

地方自治體職分の行政法的分類に於て義務事項と隨意事項との區別存するこ

と既に論述したる所の如し然れとも此の義務事項に關し國家の要求する最少限以上に地方自治體か實行せんとする事務の費用は財政上自由費に屬せずんはあらず且つ此の區別は個々の政務に付國家か單に地方體機關を其の委託として使用し又は唯た國家の爲めの收入徴收に關する事務を命する如き場合を包含せず何んとなれば此等の國政事務を直接に地方自治體職分とするは行政法上に於て適當ならざるを以てなり然れとも地方自治體の財政上に於ては重要な意味を有すへし故に法律上の觀察は到底地方自治體の實際的職分の財務に關する物質的分類の基礎を得る所以にあらざるを知るへし

財政上に於ては行政的分類の如何に拘らず地方自治體財政を以て一樣に國家財政の補充として觀察し其の兩者の間の關係に注意し國家豫算の實際的分類に従ふの外なきなり唯た外交の關係に於ては國家の専ら支配する所なるを以て之を除き文明諸國に於ける地方自治體の行ふ職分は左の事務に關す

一、軍事行政

二、司法行政

三、財務行政

四、内務行政

(一) 保安行政

(二) 文化行政、衛生、救貧、社會政策、教育、道義政策に關す)

(三) 經濟行政、産業、交通、信用、商事に關す)

以上の負擔職分を履行するに付き自治體は自己行動の最も特種なるものとして更らに從たる一の職分を生ず即ち以上の行政を行ふに要する資財を取得し計畫的に其の調達及使用を經理すること換言すれば地方自治體か其の負ふ所の職分を履行する爲めに亦た自己の財政を經理せざるへからざる職分を生ずと云ふことは是れなり

自治行政組織に關する西歐文明國に於ける發達を見るに英國と佛國と各種の點に於て全然相反する系統を成し獨乙は一部は佛國系統に一部は英國系統に類似せり

先づ第一に行政機關の分歧に付て之を見るに英國と獨佛大陸諸國は相反し、爾

ゆる大陸主義なるものは中央行政事務と地方行政事務とを區別し前者は地方區畫に於て中央官吏と見做さるる官吏之を管掌し後者は地方團體に命して概ね其の任意により地方の吏員を以て之を管掌せしむ地方團體の吏員は多く中央官吏の監督を受くと雖も地方區畫に於ける中央行政部とは特立別種なるもの多し英國の制度は之に反し各地方區の行政に向つて國家官廳と地方團體との對立を見ず他國に於て國家的地方機關の管掌すべき地方行政事務をも地方團體の自治事務と共に地方自治團體の機關をして取扱はしめ此の地方團體の事務會を稱して地方政廳と呼へり從て大陸に於ける如く國家官吏の意義を有する國家的行政官吏によりて國家内務行政の地方分枝事務を管掌すと云ふことは英國の各地方に於て見るを得ず佛國の縣知事、郡長の如き普國の州知事、縣知事、郡長の如き地方的國家官吏の制度は英國地方行政の知らざる所にして又た英國に於ける地方政廳の首長たる市長、州監、區會、寺領會及救貧局の如きは普國の市長、佛國の邑長と均しく國家行政及地方團體行政の兩性質を有するものにあらす英國の治安判事は斯る兩性質を有するか如く觀ゆと雖も其の地主の

選舉より出づる無給、非永久的の官職たるより見れば寧ろ此等裁判及警察の如き國家事務を自治化したるものと云ふの當れるに若かす要するに英國の主義は分權的自治の極端に發達したるものと云ふへし

第二は地方行政權の制限に關する立法上の差異なり此の點に於ても佛獨大陸主義と英米主義とは相反せり大陸に於ては一般許與法によりて地方行政權を賦與し地方行政法は單に地方行政の一般原則を規定し地方行政の意義如何は各地方團體の責任解釋に任し此の原則の法文若くは精神に反せず又は中央官府の官制に屬せざる性質の事務は地方團體の適宜行ふ所に依らしむ之に反して英米に在りては中央立法部に於て地方行政權に屬すへき職務を列記的に特定し精密に條件を附し其の範圍外に於ける事務は更らに國家の立法手續を経るの外之を行ふを得ず

第三は國家の行政監督に關す此の點に關して佛國は中央集權的官治主義として其の監督尤も強く普國は却て行政に關する地方の自治を寛容し英國は近時に至りて國家の監督頗る強を加ふ蓋し佛國に於ては既に地方團體に對し一般

許與法により立法部に於て濶大の權力を地方に付與したるか故に其の行政作用に關しては特に中央行政部より嚴密の監督を加へて地方官吏の委任事務怠慢を督勵強制し、又は地方行政權の濫用による中央行政範圍の侵害を防止し或に地方民苛重の負擔及び團體財政の失計を豫防するの必要ありと爲すものなり但し地方行政權の濫用による中央行政範圍の侵害として不認可を爲し又は取消す場合に於ては地方團體又は利害關係人をして中央行政部に對し行政訴訟を起すことを得せしむるの規定を存せり然るに普國に在りては立法上に於て一般許與法を採るに拘らず佛國と異なりて行政作用に關する行政上の監督頗る寛容にして唯だ地方に於ける過大の負擔を醸さんことを防制するの外殆んど地方機關の裁決及び行使に放任せる有様なり是れ同國に於ける自治範圍擴張の新なる風潮に基き地方自治の發達を獎勵する計畫に出でたること疑なきも英國の古き制度をグナイスト博士の建築によりて新に採用したるに基きものと云ふへし英國は地方行政法に於て立法上列記法により地方職分の範圍に制限を加へたること前述の如くなるを以て重要な財務に關し行政上の認可

及検査等の外別段嚴密の監督を加へざりしか經濟上及社會上の事情益々發達して地方團體及目的組合の行動自ら複雑となりたるを以て近時に至り地方團體の行政に關し強き監督を加ふるに至れり例へは一種の警察命令は其施行前に樞密院、大藏省及地方政務局の認可を受けしめ重要の財務殊に地方債は何れも大藏省及地方政務局の認可を要し職工住家條令は地方政務局の認可を受け國會の許可を以て效力を生せしむる如き、地方の會計は先づ計算書を地方政務局に送附し別に全國各區に存する地方政務局地方検査署の検査を受けざるべからず殊に中央監督の新なるものは千八百三十四年以來の地方政治改革なり之により中央行政部の強制監督權を設定し地方人民の利益及幸福に至大の關係ある事項の怠慢を督勵する爲め地方に干渉し殊に救貧行政、衛生行政及公共教育行政に於て尤も強硬なりとす此等の行政に關し地方團體か法律の指示する義務を遂行せざるときは地方政務局は臨時委員を任命して必要の處置を行はしめ委員の支出したる資金は地方納稅者に課する方法を以て之を徵收するの權利を有す教育に關しても學校の設備不充分にして政府の要求に副はす

と認むるときは教育部即ち樞密院中の教育委員は學務會の選舉を地方人民に命し此學務會をして公立學校を設立し之を維持するに必要なる課稅を爲し公債を募るを得せしむ衛生に關しても不充分の場合に於て中央行政部の採り得べき強制手段亦た之に同じきなり其他英國の中央に於ける地方政務局は救貧行政の吏員の任命及補助金給與に伴ひ地方の職務上に強大の監督權を行ふ第四は專務吏員の制度に關す此の點に於ては佛國は官治主義頗る廣く行はれ有給專務の吏員及議員多きも英國は民主主義にして頗る多く無給名譽職の制度を採れり獨逸に至りても大體に於て英國の制度に倣ひ無給名譽職を原則とすと云ふへし

第二項 英國地方制度

英國地方行政制度の發達を見るにノルマン朝時代に於て官治の行政區劃として分割したる州の知事に代るに十七世紀の初以來豪族選出による治安判事の行政を以てし地方自治制度の定礎を爲せり次て千八百三十年救貧稅の増加に伴ひ市府商工者にも政治的權力を付與せざるべからざることとなり千八百三

十二年遂に代議的制度の發達を見たり然れとも民選無給の治安判事は地方の富豪にして國會議員の選出にも重要な勢力を有し殊に司法及行政の兩權を其の掌中に收め勢力強大にして制すべからず且つ一般に救貧税の増加益々甚しきを加へ地方は皆互に貧民救助の責任を他の地方に綏嫁せんと力め代議權を得たる市は國王及貴族の選舉干渉に翻弄せられて制度の紊亂殆んど耐ふべからざるものありしかは統一的の行政制度を組織するの必要を感し先づ千八百三十四年の救貧法改正條令によりて寺領の聯合區を設け之れに民選の救貧監護局(Board of Guardians)を置き治安判事の職務を此の有給專務官に移つし中央救貧法事務局の嚴重なる監督に屬せしめたり翌千八百三十五年の市府條令(Municipal Corporations Act)を以て市府特許の惡弊を廢毀し次いで千八百八十八年の地方政務條令により州の組織にも變更を加へ法律を以て團體を設立し其の職分を明定すると同時に中央監督の權力を擴張したり

英國は英倫及ウェルズ、蘇蘭、愛蘭の三邦より成れる聯合王國にして其の地方制度の如き各邦相異なりと雖も英倫及ウェルズ一邦の現行制度に於て大略を示

めすを得へし

英倫及ウェルズの制度に依りて英國地方現行制度の大體を見るに其の制度の要部は六十二州(County)三百四十八市(Borough, County Borough)及千四百八十四區(district)並に一萬二千九百八十五寺領(parish)より成る

一 州(County) 英倫及ウェルズは六十二州に分割せられ各州に大守(Lord Lieutenant)州監(Sheriff)及び治安判事(Justice of peace)ありて行政を行ひ外に州會(County Council)ありて人民の選舉により州の立法及監督に任す

太守は終身官にして兵事に關しては君主を代表し州内治安判事の任命を大法官に具申するの職權ありと雖も現今は概して州中の大地主中より任せられ殆んど州廳の文書を司とるに過ぎず州監及其の以下のものは州會の任命する所に屬せり州監はエドワード三世の時代治安判事の設置を見るに至るまで國王の任命による官吏たりしか治安判事設置せられ州が自治體たるに及んで其の勢力を失ひ今は任期一年にして其の職務は國會議員の選舉及上等裁判所の宣言を執行するに過ぎず

治安判事は舊州監の権力を移與せられ行政及司法の職務を兼帶し總て地方に於ける他の官吏を指揮す且つ富裕の階級より選擇せらるゝ無俸給の官吏にして千八百三十四年救貧法改正及び千八百三十五年市府條令(Municipal Corporations Act)施行以前に於いては其の勢力強大にして一面地方自治の基礎を鞏固ならしめたるも中央行政部の監督は殆んど徹底する所なきの有様なりしか千八百三十四年及同五年の地方制度改革後救貧税の増加に伴ふて自治代議制度の發達を促かせると同時に中央行政の強き監督に服する救貧監護局の設置を見るに至り治安判事の管掌事項の要部を之に移せしかは爾後治安判事的位置は漸く司法及警察に關する事項を主とするに至れり然れども現今尙ほ英國地方制度を通し司法と行政との區別明白ならず治安判事の職亦頗る判明を欠けり現今の制によるに治安判事は土地所得百磅以上の地方地主より任命せらるる無給行政官にして其の職務は(一)民兵の編入(二)地方税の賦課(三)寺領の監督(四)治安警察(五)行政に關する警察及裁判(六)民商小事件の裁判(七)違警罪の裁判等にして此の事務を施行するに當り一人にて處辨すると二人の小會議(Petty session)を

以てすると又た特別會議(Special session)に附するものとあり一人又は二人を以てする事務は法律上明文なきも特別會議に附すべきものは寺領の監督救貧官道路官の任命救貧税の訴訟並に陪審官有資格者人名簿の編成及び酒類販賣の免許なり特別會議中毎三月開會するものを四期會議(Quarter session)と稱し州内全治安判事之れに集會して治安判事の行爲を監督し監獄監獄費の徵收州官殊に警部巡查の任命及刑事上の裁判を爲す州會は千八百八十年の英國地方政務條令に依りて設けられたる州團體に關する一切の事務を管掌する官府にして人民の選舉より成り(一)州税及警察税を制定し(二)州金庫を管理し(三)金錢の負債を起し(四)州廳及他の營造物を管理し音楽舞踏及競馬に使用する家屋及土地の免許(五)救貧癩狂院の維持管理(六)感化及勸業學校の維持(七)橋梁及要道の管理(八)検査官分析技師其の他吏員の手數料に關する規則(九)州費の支給を受くる吏員の監督(十)検屍官の俸給手數料及所轄を定むること(十一)國會議員選舉區及選舉人名簿の事(十二)動物傳染病及其の他の諸件を行ふ

州内警察事務に關しては治安判事及州會共に之を掌り雙方より常任委員を設けて之を處理す但し首府の警察は中央政府の直轄なりとす要するに英國の州制度は州會及治安判事の掌理する所にして州太守及州監の如きは殆んど名義上の閑職なり自然的に完全なる自治制と稱せらる

二 市 は千八百三十五年の市府條令により舊Boroughの組織を改造して全國一様となれるものなり元來國會議員選舉の爲め州の區域内に設置せられたるものなるも其の大都市は特別市(County Borough 又は municipal Corporation)と稱し概して州廳の管轄外に獨立し別に州たる組織權限を有し市廳を以て州廳とす其の法人としての權限は國王の認可狀により之を取得す此の市にも州と均しく治安判事ありと雖も其の權限は司法及警察事務の施行に限定せらる市は市長(Mayor)區長又は助役(alder man)及び議員より組成せる市會(municipal Council)あり市長及區長は議員中より之を互選し議員は納稅者より之を選舉す市會は年四回開會し衛生警察家屋學校等並に市稅を以て支辨する財務を議定し救貧事務に關しては概して別に聯合區貧民監護局ある爲め殆んど市會の關係する所な

く學校行政に關しても公立學校ある所には學務會ありて是亦た市會の關係少なきを見る故に市會は主として其の財産を管理し市の行政を維持する爲めに徵收すべき稅額を確定し市の財務行政を管理するの全權及國會の定むる特別條令の命する權限を實施するに存す而して國會の定むる特別條令は其の事項甚だ多くして枚舉し難たしと雖も概して純然たる地方自治事務にして之に關し大藏省及地方政務局の行政監督を受くべきもの多きを占む現行制度は千八百八十二年の編成市府條令に依り大成すと云ふ

普通の市は單にBoroughと稱し(一萬人以上の住民其の數二百五十八と算せらる其の中に裁判權を有するものあり裁判權を有するものは往々州の管轄外に立つこと特別市の如し然れとも衛生土木に關し別に衛生組合なるもの設けられあるか故に普通市の事務は甚だ少なしとす

三 區 は州内に在りて村部區(rural district)と市部區(urban district)と分る村部區は其の數六百七十二と算せられ各々區會(district council)を有し市部區は其の數八百十一にして市會なく地方事務會ありて之に代はる此等の區域に又は之

に跨りて衛生組合區、學校組合區等特別區の設置せらるるあり頗る錯綜を極む。村部の區は寺領(parishes)を以て單位とす。寺領は元と宗教の爲めに設けられたる救區の意義を有せしも今は其の區域を異にする救貧區を意味することとなり。本邦に於ける村に該當すへし千八百七十三年に於ては一州内七十以上の寺領ありしこと明かにして現今に於ても英倫及ウエルズに於て約一萬二千九百八十五の寺領即ち村ありと云ふ。斯く其の區域小にして救貧事務の増進に對し小弱に過ぐるの自治體なりしを以て救貧事務の爲めに千八百三十四年の救貧法改正と同時に之を聯合して此の上に聯合區(unions)を設けたり。其の數村部に於て六百七十二に及ふと云ふ普通區(district)と稱するときは此の六百七十二個の村部の謂なり。元來寺領の組織は州の村部のみならず市部の區劃にも普及せるものなるも村部には救貧聯合區に相當する村區成り市部には市部衛生區成るに及んで其の重要を失し殊に市部に於ては殆ど價值なきに至り獨り村部に於て尙ほ多少の職分を有するに止まる。村區を組織する寺領には寺領會議(parish meeting)あり人口三百以上の寺領には此の外に常置の寺領會(parish council)あり

此の寺領會は舊時隆盛なるヴェストリ(寺領内納稅者總代會)の有したる權限を繼承し寺領管理者の任命、慈惠、賦課其他公共事項に關する權限を有す。寺領聯合區即ち村區は中央政務局の認可を経て此の寺領會の權限の全部又は一部を有し寺領會なき村區に於ては其の村區の權限又は寺領會議によりて此の權限を行ふ。但し寺領會議は寺領會權限の全部を行ふ能はずして管理者の任命、圖書館條令、浴場及洗濯業條令、點燈夜警條令、埋葬條令及公共改良條令の適用を爲し得るのみ。千八百三十四年の條令に於ては各聯合區の上に救貧監護局(Board of Guardians)を設け半は治安判事半は寺領人民選舉の議員を以て組織し從來寺領に於ける救貧監督役の要務を之に移し寺領の監督役をして事實上單純なる救貧稅に關する收稅吏たらしめたり。此の聯合區の救貧監護局は有給の専門職務にして中央政務局の監督に服し漸次他の行政事務を合はせ村部衛生區及村部道路區の事務をも掌理するに至りしか。千八百九十四年區會(District Council)の設けらるるに及んで其の事務の大部分は區會に移り區會の議員は同時に監督官となり救貧聯合區と村區とは面積に於て一致し區會は救貧、衛生及道路の事務並に寺領

會事務を掌理することとなれり

市部區には二種あり其の一は地方局區(Local Board district)其の二は市部衛生區若くは地方改良區(Town under improvement act)是れなり

地方局區は其の數八百十二にして治安判事なく全く州の政務に屬するものとす市會によらずして之れに代ふるに地方事務局を以てし衛生及道路事務を掌理す千八百七十一年以後は地方政局の直轄に屬せり

地方改良市區即ち市部衛生區は五十餘の市に之を設置す衛生の外道路修繕、疏水、水利等の改良を設備し維持するの職分を有するも今日は各市皆な斯の如き特別區を設けずして其の事務を行ふもの多きか故に今は單に史上の遺物に過ぎざるの觀あり

四 倫敦 は一の特別市なりと雖も世界無比の大都會なるか故に他の特別市と自ら其の制度を異にせり蓋し倫敦の行政州は倫敦市と別の二十三市ボロとより成る各市各々市長、助役及議員あること他州の市の如しと雖も獨り倫敦市は全く獨立の市府をなし其の倫敦市亦た分れて首府(Metropolis)と倫敦市本部(City of London)となり本部は一名の市長二十六名の區長及市會議員二百六名より組織せり市長は君主の認可を得て後に任命せられ通例司法大臣此の事務を行ふ其の警察は首府警察條令によりて中央政府直轄の制度となし警視總監を以て其の長とし君主の認可を経て内務尙書之を任命するものなり倫敦市警察區は四方面二十六區に之を分ち凡て陸軍式に編成せらると云ふ

第三項 佛國地方制度

佛國の地方行政制度は革命以前を見るに概して君主擅政中央集權制の極端なるものにして地方區畫は團體として權力を有すること甚た少なく殆んど行政區畫たるに過ぎず是等の地方區畫に於ける行政事務は概して君主の任意によりて任免する官吏之を管掌し若くは極めて嚴重なる中央監督に附せられたり千七百八十九年の革命は社會的及政治的改革として絶大の破壊を爲したりと雖も行政上の建設的改革に至りては力及はず彼の立憲議會か封建制度の餘弊を一掃したる後ち地方政治の權利を多く地方人民に賦與するの行政制度を建設し分權の方針に向はんと企圖したりしも一も成功に至らざりき佛國地方制

度の模型を設立したるは實に奈翁一世の時代なりとす是れ大體に於て現行制度の基礎を成し今日に至るまで中央集權的官治主義の固守せらるるを見る、後ち王政恢復の政府に至り千八百八十四年町村條令を制定し其の結果重要な地方に法人の資格を與へ獨立作用の一定範圍を定畫したり然れとも其の組織及監督制度の骨子は現今尙ほ奈翁の立法せる原則を保守するの固きものあるを示せり

佛國に於ける地方行政の現制度は八十四縣(departement)三百六十二郡(Arondissement)二千八百九十九區(Canton)及三萬六千九十一邑(Commune)を以て之を組織す

一 縣(departement) 縣は中央行政に關する行政區畫たると同時に自治事務を營爲する地方公共團體にして縣知事(Prefect)あり縣參事會(Conseil de prefecture)あり又た縣會(Conseil Generale)及び常置委員會(Commission departementale)あり縣知事は内務大臣の推薦に基く大統領の任免に服する中央政府の有給專務的官吏にして其の職務は國務に關して直接に中央政府の命令を實行し國政に關する縣内夥多の官吏を任免す(監獄看守、小郵便局長、小警察官吏、收稅官吏、國道監督吏及小

學教員の任免ると同時に縣事務に關しては豫算を編製し縣會の議決を執行し土木事業の計畫を爲し縣金庫を監督し收支命令を發行し縣の吏員を任命し縣の契約及訴訟に於て縣を代表する地方長官たり參事會は大統領の任命する有給の議員を以て組織し全く中央政府に屬して縣知事の諮詢機關となり毎月知事より計算書の提出を受け資産目錄を調製し兼ねて又た行政上の裁決を行ふ、縣會は民選に依る無給の代議員より成れる機關にして其の權限は縣財産の使用、財務及租稅の監督、國道外道路の設備及監督、縣債の募集、國稅の配賦、縣土木、公共救恤及元老院議員の選舉、邑行政の監督等を行ふ、縣債の募集には中央政府の許可を受け配賦の國稅は地稅、動産稅、窓戶稅及營業稅の直接稅にして國會か毎歲全額を確定して縣會に分賦し來るものを縣會に於て郡に配賦し之れと同時に國家豫算法の定むる制限に従ひ縣稅として附加稅を課するなり常置委員會は縣會互選の委員より成り毎月一回集會するものにして知事は之れに加はらず縣會より送付し來る問題を決定し議事の立案を爲し縣政に關し知事の諮問に答ふ

二 郡(Arondissement) 郡は自治體にあらず單純に行政上の區畫なり郡に二種あり重要な都府を有する郡と之を有せざる郡と是れなり縣内重要なる都府地は直接に縣知事の支配に屬するも重要な都府なき郡には縣知事の權下に屬する副知事と稱せらるる郡長(Souf Prefect)を置く此の郡長は大統領の任命する有給専務の官吏にして郡内重要な事件に關し専ら知事の命令を施行するに止まり重大の職責あるなし郡に郡會ありて民選に成れる議員を以て之を組織するも其の職務は縣會の賦課する邑の直接税を各區に分賦するを主とす

三 區(Canton) は郡と均しく自治體にあらず唯だ縣會及郡會議員の選舉區及び治安裁判區と云ふに過ぎず別に長官もなく僅かに徴兵及收税の掛員存するのみ平均十二邑に付き一區の割合を以て設けらると云ふ

四 邑(Commune) は本邦の市町村に該當し縣と相待ちて上下兩階級の自治團體を成す所の地方制度の單位なりとす邑に邑長(maire)あり邑會(Conseil municipale)あり邑長は邑會より選出する土地の名望家にして俸給を受けず其の職務は邑務の長として邑會の議案を準備し邑會の議長となり邑會の議決を執行し收支

命令を發行し邑の歳入及財産を管理し契約を締結し會計及營造物を監視すると同時に一面中央政府の代表者として法律命令の施行徴兵事務收税抵當物の保管に任し又た身分官吏として婚姻出生死亡の登録を爲し婚禮の式に立會ふの職務を有す邑會は民選より成れる名譽職員を以て組織し主として地方事務權限を範圍とし奈翁の立法以來其の議決は總て縣知事の認可を要し法律の效力を生せしむるには州會議長又は大統領の認可を要するものなりしか千八百八十四年四月五日の法律により特に法律を以て中央政府の認可を受くべき事項と定めたるものを除くの外邑會の議決は最終の決定なりとせられ其の認可を要すべき事項は邑財産の處分高價なる土木工事の計畫公共營造物の變更市街の整理制限外課税制限外の公債入市税の制定及豫算實施前の認可等なりとす豫算に關しては佛國の制度上義務費の條款なく政府は邑の豫算の實施前に之を檢閲して強制記入を爲し又は削減を加ふる等強き中央監督を振ふものなり各邑の直接國稅負擔額に關しては邑會より委員を設けて之を定む

五 巴里及里昂 巴里市はセーヌ縣の一邑にして里昂はロアン縣の一邑のみ

然れとも其の大都府地なるの故を以て他の邑と制度を異にす巴里市には邑長を置かずして縣知事直接に之を支配し兼ねて巴里市の警視總監(Prefect de police)となる全市を十八區二郡に分ち各區に官選の區長又は郡長を置き民選の區會あり里昂とローン縣との關係も亦た概して巴里に類するを以て之を略す縣の課税權は土地税及動産税に對し百分の二十五總ての國税に對しては百分の一の經常的附加税を課し臨時附加としては四直接税に對して百分の十二を附加するを得へしと定められ邑の課税權は土地税及動産税に對して百分の五其の不足を補充するには四税に對し尙ほ附加税を課するを得へし但し大市に在りては此の外に入市税なる特別税を課することを得べく頗る重要な收入を成せり

第四項 普國地方制度

普國に於ける地方行政の現制度は千八百七年に於て確定したり其の以前はフレデリックウァルヘルム第一世以來官治制度の極端なるものなりき千八百八年に於けるスタイン氏の府縣制は實に獨逸地方行政の範圍を確定したるものに

して氏は改革の一端として國中を縣に分ち縣廳と稱する合議局を置き凡そ事務の性質上地方に於て管掌し得へき一切の中央行政事務は之をして管掌せしめ純然たる地方自治事務にして中央行政上餘り重要ならざる事務は市部及村部團體に之を委任し縣廳監督の下に發案せしむることとし縣の下に普國歴史上の區畫たる郡(Kreis)を存し縣廳の所屬官吏たる郡長を置けり州は其の後ハルデンベルヒ氏か中央政府の代表者として更らに各二三縣の上に新設したるものに係る而して此等の官吏は有給の専務官吏にして中央集權的官治制なりしことは明かなりとす然るに其の反動は千八百二十二年乃至千八百七十二年の間に起り地方大地主の政治的勢力強盛を來たし地方立法部の組織を逼り千八百二十三年六月五日の法律を以て之か制定を見るに至れり爾後大地主の跋扈に反對して商工業者の抗爭盛に起り次いで又た其の反動ありて千八百七十二年グナイスト氏の建策により英國地方制度を參酌し十二月十三日の法律により州、縣、郡の舊區劃を採用し而して之れに新なる區劃即ち治安判事區(Amtsbezirk)を加へ以て行政區域と團體區域との範圍を契合するに力めたり然れとも

此の同一區域内に於ける中央官吏と地方吏員とを一致せしめんと企圖は行はれずして今日は却て佛國と均しく概して之れを別置することとなれり。普國に於ける地方行政の現制度は十二州、三十五縣、若干の郡及三十六の大市、千百六十の小市及一萬五千三百十五の村邑より組織せらる。

一 州(Provinz) 州に州知事(Ober President) 州評議會(Provinzial rat) 州會(Provinzial Landtag) 州參事會(Provinzial Ausschuss) 及び州長(Landes director)あり。抑も普國の州は行政上の區畫たるのみならず軍區及宗教區とも一致し歴史上の區畫を存する財産共有の大自治體なりとす而して其の内に於ける機關は能く國政と自治政とに區別し州知事及州評議會は専ら國政に任し州會、州委員會及州長は専ら自治事務に任するの形を備ふ。州知事は中央政府を代表する永久的專務官吏にして二縣以上に涉り及び一州全體に關する國政事務に任し州内の諸官署を總管し縣廳に對して行政上訴院となり州評議會、州學務會、州衛生會の議長となり治安判事及警察官吏を任命し警察令を發し徵兵事務、特許、慈善寄附金管理に任し非常危難に際しては全軍團に關する一切の事務を執行す其他特

別の委任又は臨時の命令により中央官廳の事務を代行するの職權を有す。州評議會は議長たる知事の外高等行政官一名及民選名譽職五名を以て組織するも其の權限は州知事の行爲を監督し知事の命令は必ず此の會の承諾を経るを要し縣治に關する法規の議決及施行竝に縣治に對する訴訟の判決及び或る州の行政事項例へは市場及道路行政に關する裁決を與ふ是れ主として中央政府を代表して知事の行政を監督するの機關と見るべきなり。

州會は之に反し全く州の地方事務に限り殊に州の自治財政の經理に關する機關なり其の議員は村部の郡の郡會及び市部の郡に於ける市會より選出する名譽職にして之によりて組織する州會の權限は法律上精密の制限なく州の地方事務と云ふ一般原則の下に於て道路の敷設、維持、農業上の改良、貧民教育の事務、感化院、癲狂院、博物館、書籍館の管理、州豫算の票決、州有給吏員の設置、州内規則の審議を掌とる。州參事會は均しく民選の名譽職より成り州會の決議を執行する機關にして兼ねて又た州評議員及縣參事會員を選挙する機關なり。州長は此の州參事會に屬し州會より之を選出し國王之を認可する常務の有給官吏にし

て州參事會の執行すへき州會の決議に基き主として財務會計に關する常務的執行者たり別に政務に參與するものにあらず

州は其の組織改正の際に中央政府より巨額の補助金を受け法律の明示せる費途に之を支出す是れ州財政の要領を成せりと雖も時世の進歩に伴ひ到底之を以て足らざりしか故に法律は州の課稅權を認めたり然れども其の課稅權は人民に對するものにあらずして直接には各郡に對するものなり各郡は其の郡民の負擔する直接國稅高に應し州に納付すべく定められたる金額を州金庫に支拂ふの制度なり其の納付の限度は直接國稅高の百分の五十にして其の以上州より郡に要求するは中央政府の認可を要す公債に對しても亦た中央政府の認可監督に従はざるへからず

且つ州會の議決又は行爲にして違法なりと認めらるるときは州知事之を停止し場合によりては更らに中央官廳の解散命令を乞ふ此の場合に於て州會は知事の處分に對し高等行政裁判所に上訴することを得要するに自治機關たる州會の行爲に對しては中央官廳の代表者たる知事常に之を監視し而して此の知

事の行爲に濫用の弊なからしめん爲め州評議會を設け又た高等行政裁判の訴權を開けるものと云ふへし

二 縣(Regierungs Bezirk) 各州を分ちて二個乃至六個の縣と爲す此の縣の上に合議政廳あり之を縣廳と稱す千七百二十五年官領地財務所と軍資經理署とを合併して設けられたる陸軍兼官領地財務の官署か千八百八年に擴張せられて此の縣廳となれるなり千八百十七年に至り縣廳は三課を爲し内部財務、商工、工部、農業、宗教、教育、衛生、外務及軍務の各省に屬する地方行政の總合地方廳となり此等の事務に關し特別に地方行政官廳の存せざるものは皆縣廳に於て施行することとなれり斯くの如くして縣廳は自治體にあらず中央各省と郡及町村行政とを連絡する一般的中級廳と稱せらる其の權限は獨り警察及財務官廳たるのみならず全然專務官吏を以て組織する一般的政廳なるか故に政廳(Regierung)若くは政府の名あるなり縣廳の三課は内務課、寺院及學校課、官領地森林及直稅課の三なり内務部は特に法律に明示せしもの外總て縣内の内務行政を掌理す即ち警察、兵事、町村政務の監視、衛生、家屋、貧民教育の監督、農事、商業、職業統

計等を掌理し縣知事の専決行政に屬するものなり寺院及學校課に於て管掌する學校とは主として小學教育の監督なり中學は州廳の所管にして大學は中央政府の所管なり官領地森林直稅課は縣か歴史上に有する職分にして寺院學校事務と均しく縣參事會の決議を以て縣知事の行ふ所に係り知事の専決行政に屬せず

縣參事會 (Bezirk Ausschuss) は縣知事之か議長となり勅選の專務官吏二名(一は高等行政官一は司法高等官)及び民選議員四名より成り其の職權は州知事に對する州評議會の如く縣知事の行爲を監督し併せて行政裁判及或る司法裁判上の上訴管轄權を有す

三 郡 (Kreis) は昔時に於て地方行政上重要な位置を有せざりしか現今大に之に向つて施政の要務を委任するに及んで稍々其の重要を加ふるに至れり是れ法律か州に於ける如く地方行政と中央行政とを異にせる二個の特別機關を分岐するの適當にあらざるを認めて同一の官司に地方及中央兩行政の權利を賦與したること與つて力ありと云はざるへからず斯くの如くして郡に在りては

一種の官司に於て二種の行政を行ふものなり然れとも此の官司か純然たる地方事務を行ふときは中央行政の事務を行ふ場合に比し其の監督を受くること然かく嚴ならざるものあり郡は自治體にして其の機關は郡長郡會郡參事會市に在りては市參事會の三者なり

郡長 (Land Rath) は其の原語の示めすか如く素と是れ縣内の機關たる一種の委員に過ぎざりしか十七世紀末より漸次郡の政務の増加したると共に現今は高等行政官の資格ある者より國王の任命する專務官吏たり郡長の職務は縣知事の下に立ちて行政の諸部に關し獨立の職權を有し自ら議長となりて郡會及郡參事會を開き之れと協同して郡内の行政を施行す郡會 (Kreisrat) は大地主市府及村邑農家の代議員を以て之を組織し郡長之か議長となる其の權限は主として郡内の財政に存するも州會の議員を選擧し且つ一切の州稅を徵課するの職務を有するか爲めに其の重要を認めらる郡内事務としては豫算の確定道路鐵道課稅募債等なり郡參事會 (Kreis ausschuss) は千八百七十二年の設定に係り郡長を以て議長とし郡會の選舉に係る名譽職六名を以て之を組織し其の權限は中央及

地方の兩行政を兼一し郡の財政、郡會議案の立案及び議決の執行に任ずると同時に初等行政裁判所及郡内村邑事務監視の機關たり且つ此の組織は素と英國の治安判事の小法廷及特別法廷に摸倣したる歴史により警察的性質を兼ね免許を與ふる職掌ある官吏道路官及治安判事の行爲を監視するの職權を保持す

四 市(Markt) は郡と相對すと云はんか郡中二萬五千の住民を有する都府は村部に屬する郡即ち都府外の地方及び二萬五千未滿住民の都府より離れて市部郡(Stadt Kreis)を成す前項郡として記述せる所のものは謂ゆる村部郡の謂なり茲に市として記述するものは市部郡に外ならず此の意味に於ては市も亦た一の郡と稱して可なり此の市部郡には郡長に代へて市長、郡會に代へて市會、郡參事會に代へて市參事會あり普國中此種の市は伯林を合せて三十六郡なるも一萬人以上の市は千百六十の多きあり

市は重要なる自治體にして其の機關は市長(Burgemeister)及市會(Stadt tag)並に市參事會(Stadt ausschuss)なり市長は市の行政及警察を施行する政府の機關にして大なる俸給を受くる専務官吏なり市行政に付き市會の監督を受く市會は法律

に依り一般的に其の議決を以て都府の事務を管理すへしと云ふ廣大の權限を定められ自治權頗る大なるも其の越權及不適當なる行爲に關しては市長の督制に服す市長と市會と相一致せざる時は縣參事會の裁決に附せらるる其他尙ほ一定の事項に關して市會は縣參事會の認可を要することあり例へは重税及公債の起擧の如き重要な財務に關して然りとす

五 村邑(Land) 村邑は村部郡に屬する最小自治體にして市と共に稱せらるるとき市町村又は自治邑(Gemeinde)と謂ひ市を別にして稱するときは村又は村邑(Land, Land Gemeinde)と云ふ通稱ドルフ(Dorf)に該當する小區なり

村は其の區域の小なるのみならず既に地方行政の重要部たる政務的及財政的職分は多數の州及郡兩機關に依りて充足せられあるか故に其の村邑の事務として殘さるる所は單に共同牧畜、耕作の世話、最小道路、學校、教會の事務に過ぎず村長(Dorfschulzen)は村書記と共に村會の選舉、郡長の認可によりて就職する義務的名譽職にして其の職務は村會の議決を執行し國の警察權を行使し拘留を命し且つ小罰金を課するの權あり

村邑の外に村部郡内尙ほ特別の區あり其の一は莊邑(Gutebezirk)にして他の一は治安判事區(Amtbezirk)なり莊邑は全く一人に屬する村に過ぎず普國の地方に少からざる封建地主制度の遺物と稱せらる邑主は普通地主たる私權に加へ半政治的性質の權利及職務を有し全く村邑自體外の特別自治區を成せり邑主は村長として所有地域内に臨み治安判事の監督を受く千八百九十年の新村邑制により莊邑と村邑とを聯合するの改革起り此の聯合區を自治體とし稱して村邑(Landgemeinde)と云ふ但し尙ほ完全の施行に至らざるものありて舊制を存す治安裁判區は其の區畫概して新制の村邑村と莊邑との聯合區に一致す此の區には治安判事あり此の制はグナイスト氏の主張に係り普國東部諸州に行はれたる世襲警察官吏の舊制度に代へん爲め英國の民選義務的名譽職の美制に倣したるものなりと云ふ普國にては之を地主中より選拔し俸給を與へず任期は十二年以上とす其の職務は警察及雜種の事項即ち衛生、教育、道路、治水、田畑、森林、漁獵、商業、旅店、家屋、火災等に關する監督に在り

六 大都府 伯林市及ステツテン等の大都府も市郡に相違なきも他と同一に

すへからざるを以て多少制度を異にす別に警視總監なる特別の國政機關分置せらるるのみならず此の市の權力は頗る大にして學校、衛生、舖道、點燈、病院、公園等の事務を管掌す君主の任命する警視總監の存在及直接に州知事の監督を受くること等は此等大都市行政の他と異なる所にして他は一般の市制に大差なしとす

獨乙地方團體の課税は直接國税及間接國税に對する附加税あり獨立の特別税あり而して上級地方團體は下級地方團體を経由して其の徵稅權を行ふ場合の外殆ど全く直接國税の附加制度を採れり普國は千八百九十三年に於て地方税制度を改革し從來國税に屬したる地租、家屋税及營業税を全然地方自治體に付與し又新に特別の不動産税を起すことを許るし地方所得税に關しては制限を置けり

第五項 日本地方制度

日本の地方行政制度は明治十一年第十七號布告郡區町村編制法、明治十三年及十七年布告第十四號區町村會法及び明治十三年第十五號布告府縣會規則、同年

第十六號布告地方税規則に依りて他日完全自治體に達すへき準備を開けり之れに依り府縣の下郡區町村を置かれ區町村は稍々自治の體を存すと雖も未だ完全なる自治の制あるを見ず郡の如きは全く行政の區畫たるに過ぎず府縣も行政の區畫にして幾分自治の制を兼有すと云ふへきのみ區は現制の市に該當するものなるも郡の疆域を離れずして行政上別個の吏員により事務を處理せしめたるの外全く獨立したるものにあらざりき

爾後國家の政務多端となり地方に於ても教育土木勸業の施設益々滋きを加へたり片々たる從來の布告に基く職分及權能を以てしては完全を期すへからざるを以て茲に根本的の解決を與へ自治及分權の原則を法制の上に確定し自治區を公法上の法人とし其の意思を表現執行するの機關を組織せしめ自治の行政獨立の經濟を營爲せしむると同時に政治の大綱を國家に把握し立法及行政上の統轄を嚴にし立憲制の基礎を定むることを期し歐洲先進國の制度を參酌して三階級の自治體制度を採用したり明治二十一年法律第一號市制町村制の發布次いて同二十三年法律第三十五號府縣制及び同年法律第三十六號郡制の

發布即ち是れなり後ち明治三十二年法律第六十四號を以て府縣制を改正し法律第六十五號を以て郡制を改正したるも比較的微細なる實驗上の不備法文を修補したるに止まり根本的の要項に至りては變化なし帝國本土内北海道及沖繩縣には此れ等の地方制度を施行せず北海道は特に明治三十四年法律第二號北海道會法及同第三號北海道地方費法並に同年勅令第十七號北海道會選舉法及同第十八號北海道地方費令を發布し府縣と均しく道を以て自治公共團體と爲したるも下級の自治體に關しては法律委任の勅令に依り北海道に在りては北海道區一級町村二級町村制を設け沖繩縣に在りては區間切及び島を自治體となし全般に之を施行せずして土地の進歩に依り漸次指定することに定め簡單にして官治主義の町村制を採り別に市制郡制を準用する自治體を設けず本邦の地方制度は大體に於て歐洲大陸主義の模倣に依る然れとも上級地方に於ける國政及地方事務の分岐は普國の州縣の如く犀利ならずして佛國の州に近かく之れに民治主義を容るるは佛國の州の如く薄からずして寧ろ普國の州に近かし中級地方體は大體に於て普國の郡に類するも然かく重要の力を與へ

す下級地方體に在りては二種の行政を一種の官司に集一せること名譽職を原則とすること而して治安判事制の存せざること及び國政事務割合に多きこと等佛國の邑制に類するも市と町村とを區別し市に特別の機關を設けたるは普國の制度に近かし全體に涉りて中央行政監督の嚴密なるは法文上に於て我制度は佛獨の上ならんも其の行政及實務に至りては彼れに及はざるを見る

一 府、縣 三府四十三縣は國の最上級の地方行政區畫たると同時に皆な地方自治團體を成せり府縣の法人格は明治二十三年の府縣制施行以前に於ても解釋上獨立なりしなり明治十三年第十六號布告地方稅規則同年第十七號布告營業稅雜稅規則は明かに課稅の主體たる權利を府縣に與へ居れり明治十三年第十五號布告府縣會規則は自治の要素たる民選の意思機關を府縣に備へしめたり然れとも其の議決事項は甚だ狭く且つ府縣知事の認可を待つて始めて其の效力を生ずる底のものにして自治行政團體としての職分及權限は完備せるものにあらざりしなり明治二十三年の府縣制に至り自治の精神及形體共に完備し意思及執行の機關を備へ確實の公課權を有し起債の能力を認められ財産

及會計を經理し内外に對して國政及地方政の遂行に任ずること明かなるを致せり更らに爾後の實驗に基き取捨補削を加へたるものは明治三十二年の府縣制にして是れ即ち現行の制度たり

府と縣とは制度上に差違なし唯だ東京府に於て國政機關たる警視廳の分岐に依り府の職分範圍狹限なるの一あるのみ

府縣に府縣知事、府縣參事會及府縣會の機關あり知事は内務大臣の具申總理大臣の申請に基き天皇の任命する有給專務の地方長官にして一面は明治三十年勅令第四百十號地方官官制により府縣に於ける國家行政の遂行に任し府縣行政及公共團體を監督し國の土木地理、國庫會計、教育、兵事、宗教、產業行政、高等及普通警察の事務を管掌し他面に於ては府縣制に依り府縣自治體を代表し參事會の議長となり府縣會の決議を執行し府縣の財産、會計及營造物を管理す府縣會は府縣内の市町村公民中一定の納稅資格者より選舉する名譽職を以て之を組成し其の權限は豫算決算を定むること、公課の賦課徵收を定むること、不動産の處分、取得、財産及營造物の管理方法を定むること等に存し參事會は府縣知事、府

縣高等官二名、府縣會の選舉する府縣會議員八名を以て組織し、府縣知事を以て議長とし、府縣會の委任する事項、知事より府縣會に提出する議案に關する諮問、財産及營造物の管理に關する重要事項の議決、府縣費工事に關する府縣會議決の執行に要する事項の議決、府縣に係る訴願、訴訟及和解に關する裁決等なり、要するに府縣會は自治行政の立法機關にして、參事會は自治行政の執行に關する諮問的議決機關なりと云ふへし、此の點に於て我か府縣制度は佛國の制度に類し、獨乙の如く參事會を以て知事の行爲を監督し、専ら中央行政の執行に任せしむるものと異る、同時に我地方制度の知事は自治行政の代表者たると兼ねて國家行政の地方執行長たる二種の職分を併掌する點に於て特に佛國の州知事に近く、普國の州縣知事に遠きを見る。

府の中東京府に在りては警察に關し國家の特別機關を分岐せり、内務省直接の警視廳即ち是れなり。

府縣の行政に關する中央監督は府縣制第六章に規定する所にして、其の重要なものは義務費に關する豫算の強制、一定制限以上の課税並に特別税、不均一課

税、手数料の新設變更に關する内務大臣の認可、地方債の起舉に關する同兩大臣の認可を要すること、是れなり、其の他一般原則として府縣の越權、違法の行爲に對する中央官廳の停止、取消の如き嚴密の監督規定存するも、知事及縣會の傍らに在りて常に其の行爲を監督するの機關充分ならず、殊に財務會計に關する監督の方法は佛獨の如く適切ならざるを見る。

二 郡 は素と自治體たるの歴史を有せず、單に行政區畫に過ぎざりしか、明治二十三年法律郡制に依りて始めて自治體たると同時に國の行政機關たるに至れり、縣と町村との中間に介在する中級公共團體に該當す、郡に郡長、郡參事會及郡會の機關あり、郡長は一面に於て地方官官制により府縣知事の監督に屬し、郡に關する國の行政を司掌する有給專務の高等行政官たると同時に他面に於ては郡制により郡參事會の議長となり、郡會の議決を執行する自治機關たり、郡參事會は郡長及郡會互選の議員を以て之を組織し、其の權限は府縣參事會の權限と均しく、郡長の諮問的議決機關たり、郡會は郡内公民の納税資格者より選舉せる無給の議員を以て之を組織す、其の主要なる職分は(一)豫算決算の決定、(二)手數

料夫役現品の徴收(三)不動産の處分及取得金穀の積立(四)財産及營造物の管理方法(五)其他法令により郡自治體に委任する事項なりとす郡は新設の自治體にして別に固有の自治事務あるなく而して又た特に法令によりて委任せられたる事項なきを以て頗る其の重要を缺くか如し是れ郡制廢止論ある所以ならんも嘗て閉却せられたる普國の郡制か爾後諸般需要の發達に伴ひ漸次法令による委任事項の増加して今日の重要を成すに至れるより推せは蓋し我か郡制も其の重要な今日以上に發達し獨乙の郡英國の聯合區の如き恰好の自治體たるに至るへきは疑を容れず然れとも我か郡制か普國の如く獨立せる自治體なるに拘らず委任事項の引受に困難なるへき障害は財産及課稅權の缺乏に存す佛國の郡制は自治體にあらざるか故に財産及課稅權に關し言ふへきことなきも普國の郡制は財産及課稅權を豊有せり然るに我か郡制は此の重要な課稅權を存せず亦其の財産甚た微々たり公法上完全の自治體を行ふに由なきの有様なり使用料手数料の公課權ありと雖も公有財産の缺乏に依り之を利用するの基礎に乏ほし吾人は本邦地方事業を益々増大するの必要より觀察して郡制の保存

は頗る得策なり成るへく町村の事務を簡易にし郡を合併して其の財政力を大にし地方事業の活動を之に托するを以て今後の方針とするの可なるを認む

三 市、町、村 は共に最下級の地方自治體なり市町村の區域は明治十一年第十七號布告郡區町村編製法に依りて定まれるものを其儘を明治十七年太政官布告第十四號區町村會法に於ける自治團體の區域と認め次いで現行の市制町村制により之を我地方行政區畫並に自治體の單位と爲したるものなり

町と村とは法制上何等の區別なし町村制の各條項は町にも村にも適用せらるる様規定せらる之れに反して市と町村とは其の法制を異にし主として機關及び監督上に差異あり第一は執行機關の差違なり町村に在りては單任制の町村長を以て執行機關とせるも市に在りては合議制の市參事會を以て執行機關とす第二は意思機關の選舉方法の差違なり町村は二級選舉の方法を採り市は三級選舉の方法による第三は監督上の差違なり町村の監督は郡長を第一次とし府縣知事を第二次とするも市に在りては直ちに府縣知事を以て第一次の監督官廳とす

市の機關は市長、市參事會及市會なり。町村の機關は町長及町會あり。村に村長及村會あり。市町村長は市町村會の推薦及選舉に基づき裁可又は知事の認可を以て就任し、市長は有給職なるも、町村長は名譽職なりとす。市參事會は市長、助役及市會の選舉する名譽職を以て之を組織し、其權限は市を統轄し、其の行政事務を擔任するに在りて、市會議事の準備、市會議決の執行、市會不法議決の停止取消、外部に對する市の代表、營造物の管理、收支命令の發行、會計出納の監視、公課の徵課、其の他法令指令による委託の事務を行ふ。市長は市政に付き單獨の職務なく、主要は市參事會の議長たるに存す。但し市制第七十四條による司法警察補助及地方警察の事務、其他國政及府縣政に關する特別事務は市町村長として自ら之を行ふ。

町村長は單獨にて町村會議事の準備、議決の執行、町村會不法議決の停止取消、營造物の管理、收支命令の發行、會計出納の監視、訴訟和解、法令委任事務の處理、其他國政事務に屬する司法及行政警察並に府縣行政の事務を行ふ。

市町村會の權限は條例及規則の立法、市町村費工事、豫算決算の議定、公課の賦課、

財産の處分、取得、基本財産の處分、財産及營造物の管理方法議定及び訴訟和解に關する事等に存す。

三府の市に關しては未だ特別の市制なし。一般の市制に於ては單に參事會員の員數、市内特別區の設置等に關するものを除くの外、之か爲め別段の特例を存せず。

市町村制に關して尙ほ附述すべきは市町村内に設置せられたる區及び市町村外に存する町村組合是れなり。

四 市町村區 市制及町村制により市内又は町村内に區域を分ちて設けらるるものにして單に行政區に過ぎざるものと法人區たるものとあり。市制第六十條、町村制第六十四條により市町村が處務便宜の爲め其の地域を分ち名譽職の區長を置くものは是れ單純なる行政區にして特別の財産又は營造物あるにあらず。便宜上市參事會又は町村長の補助機關として區内に行はるる市町村長の權限事項を執行せんか爲めのみ之に反して區と稱せられて法人體を爲すものあり。此の法人體に普通法人區と特別法人區とあり。

町村區 は町村制第百十四條、第百十五條により特別に財産を所有し又は營造物を設け其の一區限り特に費用を負擔する團體にして其の獨立の意思は特に區會又は區總會の設けによりて表示することを得るも獨自の執行機關を有せず町村長常に之を管理す別に名譽職たる區長及其代理者を設け得るも此等は町村長の事務を補助すと云ふに過ぎず

市區 は市制第六十條、第七十二條、第七十四條、第百三十三條及明治三十一年勅令第二百十號並に三十三年勅令第九十八號により支配せらるる法人區の謂にして獨立の財産を有し營造物を設く此の區には區會あり區長あり又た大市に於ては區收入役あり區長及其の代理者は名譽職を原則とするも三都市及二十萬以上住民の市に在りては有給とす區會は主として區長及代理者を選擧し區有財産及營造物の管理方法を定むる意思機關に過ぎざるも區長は市參事會の機關となり市行政事務の補助執行に任するのみならず三都市の區に在りては委任の市政及法律命令による市政中區内に關する事項並に國政及府縣政の所命事務を分掌す

然れとも何れの區も區内住民に對し自己の名義を以て負擔を命ずるを得ず其の收納する金額は市町村の收入に屬するものとす此の點に於て區は完全なる公共團體にあらずと云ふへし

五 町村組合 は二個以上の町村か其の公共事業の全部又は一部を共同處理する爲め結合する團體にして前者を完全組合と稱し後者を部分組合と稱す町村組合は各町村の協議に依り監督官廳の許可を得て設くるを原則とすと雖も若し協議調はさるときは郡參事會の議決を以て強制により組合を設けしむることを得へし之を強制町村組合と稱す此等何れの組合と雖も皆な是れ強制法下に成立するものなるか故に其の法律上の性質は町村と均しく完全なる公共團體にして町村に關する總ての規定は皆な此の組合に準用せらる即ち町村組合は組合會と稱する意思機關を有し組合長組合收入役其他の執行機關を持有し組合の住民に對して組合條例を發し規則を設け並に組合税を徵課するの權力を與へらる

第五章 地方財務(豫算會計)

吾人は地方團體の職分より生ずる經濟的需用即ち經費及之を充たすの手段たる收入を記述する前に於て換言すれば地方財政の實質的内容を論ずる前に於て地方の財務行政の運用に必要な形式に關して論述する所あらんとす

蓋し地方財政も一方に於ては共同經濟體として繼續的に其需用を充足するの計畫を立て他方に於ては公共團體として公明の經理を爲すの責任を有するか故に國家の財務と均しく形式的の秩序を立つるを要す是れ地方財政に於ても或一定の期間及範圍を劃して需用の計定分配並に之を充たすの手段たる收入の方法及數量を計定し併せて需用充足を實行する機關をして其の實行に關する一定の準則並に確定の數量に従はしむる所以なり

茲に於てか地方自治體の財務行政の形式的秩序は國家及一切の公共團體に於けると均しく左の如き制度を生ず

- 一 一定の期間及範圍を劃して公共需用及其の必要手段を確定すること即

ち豫算制度

二 各種の収入源より充足手段を收納すること竝に支出事項に之れを拂出すこと即ち金庫及簿記制度

三 豫算の目的に従ひて實行し且つ經費を充足したる計算の證明及確定即ち決算制度

第一項 豫算制度

第一 豫算調製

各國の立法例に於て地方豫算及計算制度は著しく相異なれり其の最も精密にして且つ廣汎なる規定を存するものは佛國の制度にして之を模範としたるものは伊太利、白耳義及和蘭なりとす其の他の諸國に於ては地方自治體法の中に於ける一般的義務として簡單に其の原則を規定するに過ぎず但し此等の場合に於て豫算調製上に關する精密なる法規的規定の缺乏は實務上に於て他の方面即ち國家の方面より之を監督し殊に行政上に於ける計算監督によりて之を補充せんとするものもあり

形式的規定に缺けるものは英國を最とす英國に於ては一切の財政權は國家の場合に於ても豫算承認權に根起す各官廳は唯た此の立法的委任に由り明かに正當とせらるべき種類の支出を爲し及び明許の方法に由りて收入を爲すべきものと解釋するのみ官廳の此の財政權に對象するものは各納稅義務者か憲法上保障せられたる權利なり納稅者は此の權利により支出及課稅の正否を調査し場合により裁判に之を争ふことを得るなり此一般の憲法的法理に依り英國の地方行政は自治體の行政事務を施行せんとするに當り先づ第一に之に關する支出及び之か支辨の手段を表示せざるへからず第二に若し其の収入手段か租稅に重きを置くものなるときは其の徵收の方法及範圍まで治安判官の許可を要することとなせり之に反し英國の特別立法上例へは市條例及千八百七十五年の公共衛生條例の如く地方行政廳に明文上課稅權を付與したるものにありては其の豫算の各場合に付き全年分調製にすべきか又は英國特色の如く短期分の調製にすべきかをも行政上の選一問題となし置ける有様なり然れども是れ單に外形上然るのみにて實際は皆な國家官廳即ち地方政務局の監視の外

年々の決算勵行により之を牽制し其の決算は一方に於ては地方廳各團體行政の計算に向つて直接に國家官廳の検査を受けしめ他方に於ては因つて此等の計算を集綜し年々必ず行ふべき總計算報告の基礎たらしむ故に地方の豫算調製及金庫事務は計算制度の規定の爲め能く整理せられ支出も収入も完全に且つ一様に分類せられ他國に於て企及ふへからざる程精細完備の編製を見る

佛國に於ては町村及び縣の豫算及計算事務は自治體法自體及び數多の補充勅令並に省令により形式及内容に付き豫算標式の示せる方法に従ひ整理せざるへからず此國の觀念に於ては豫算は明かに一種の法律にして年々の國家其他公共體の收入支出は單純の豫計にあらずして一般の法律と均しく權利を與ふるものなりとなす従つて豫算は法律の名義を以て發せられ豫算の調製提出に關する諸官廳の職分は法律を以て定めらる例へは市町村官廳たる邑長の邑豫算の調製自治縣の行政施行官たる縣知事の縣豫算の調製邑會又は縣會の爲すべき豫算の議決知事の爲すべき邑豫算の確定(收入三百萬法を超ゆる大町村を除く)勅令を以てすべき大邑及縣の豫算の確定の如き皆な悉く法律を以て

定めらる且つ斯くの如くして確定する豫算を施行するに關しても法律は精密に其の順序を規定し邑豫算は各翌年に向つて町村長之を四月中に(此の期間は前年度豫算の出納か嚴格に三月三十一日に閉鎖せらるるに基く)準備し五月開會の邑會に提出すべく其の邑會に於ける討議及票決は新豫算年度の開始前に終了せしむるを要す縣の豫算は各年八月縣會開會十日前に於て縣參事會に提示し八日前に知事の報告を添へて各縣會議員に配布せざるへからず此の期間は千八百七十一年の法律により更らに一ヶ月を延長することを許されたり而して年度開始前に票決終らざるときは過去年度の豫算の十二分の一丈け經常事務の繼續施行を爲さしむ要するに地方財務の形式上精密なる制限並に之れと關連し豫算を一般に勵行するの早き實行は實に此國の地方職分に於ける法律上の特色とするに足る

普國の地方立法は之に反して地方財務の形式に關し唯た消極なる一般的の規定存するに過ぎず市町村に關する豫算の調製義務は千八百九十一年に至りて東部諸州に向ひ並に千八百九十七年に至り始めてへッセン、ナツゾーに向

ひ市町村制を以て一般に勵行し其の後普國の凡ての地方行政に於ても之を其の一般の義務となすに至れるも尙ほ二つの例外を存せり即ち東部州に在りては町村條例によりシユレスウイヒ、ホルスタインに在りては縣參事會の決議により各市町村の事情已むを得すと認めらるるに於ては豫算の調製を見合はすることを得べく否なハノーバーの市町村は監督官廳の特別命令あるにあらざれば一の豫算の調製をも要せず而して此の特別命令は唯た自治體か其の自治財産より莫大の收入を取得し又は莫大の支出を爲すときに限りて發せらる且つ普國の地方立法例に於ては歲計豫算の決定を以て一般に地方行政廳の職權許與及義務牽束に均しと看做し豫算に於て豫定せざる支出特別の決定を留保したる支出及豫算超過の支出に關してのみ更に自治代表者の特別の承認を要すへしと定めらる豫算の調製は總て地方行政廳即ち村長、市長、縣參事會、州參事會に於て新計算年度の開始前に爲さざるへからす此の豫算案を地方の代表者に呈出するの期間は唯た市條例に於て決定せらるるのみ其の決定によれば東部州シユレスウイヒ、ホルスタイン及ヘツセン、ナツツィ及ヒフランクフルトア

マインの市に於て遅くも新年度開始前九ヶ月に、ライニツシエ市條例に於ては六ヶ月前に、ウエストフアレンの市條例によれば四ヶ月前に、ハノーバー市條例によれば唯た三ヶ月前に爲さざるへからす其他には州及縣條令も町村制も斯かる期間規定を存せず唯た町村條例は市條例の如く其の確定前町村代表者より一部は十四日間一部は八日間公表すへしと規定し居るに過ぎず斯くて豫算の確定は有權の地方機關による豫算の票決を以て成る、斯く確定したる歲計表は直接に監督官廳に配與せらるるも其の特別承認を要することなし

日本に於ては各地方自治體法を以て豫算の調製、提出、議決、檢査、決算及ひ之れに伴ふ中央監督の大綱を規定し府縣郡豫算の形式、分類、金庫、費目、流用及殘計算に關するものは内務省令を以て之を定むることに委任し市町村に關しては豫算形式及分類のみ内務省令を以て定め會計上の規則は縣知事の訓令を以て定め居れり

府縣制及郡制に依れば府縣郡の豫算は府縣知事及郡長に於て之を調製し各財産表を添附して年度開始前に府縣會及郡會に提出すべく其の提出する豫算に

は繼續費あり又た別に特別豫算あり府縣會及郡會の議定に依りて豫算は確定するも確定後府縣に在りては之を内務大臣に郡に在りては府縣知事に報告することを要し此の場合に於て内務大臣及び府縣知事は豫算中不適當の部分に對し削減を加へて之を令す又た國政事務及び必要費に關しては往々議決に反して原案執行を命することあり

市町村に於ける豫算の調製は市制及町村制により市參事會及町村長之に任し市町村事務報告書及財産明細表を添附して年度前二ヶ月限り之を市町村會に提出し其の認定議決を得たるときは一方に於ては府縣知事及郡長に報告し且つ要領の公告を爲し之れと同時に他方に於て各豫算中監督官廳若くは參事會の許可を要する事項に付き其の許可を受くるの手續を採らざるへからず市町村制に於ては一般に議定豫算に對し監督官廳の削減權を認めざるも監督官廳は義務費に對する強制權を保持し豫算の重要部分に對する修正權及執行命令權を中央政府に留保す

會計年度に關しては上下各地方團體を通し國家豫算と均しく各年四月一日よ

り翌年三月三十一日に終る一ケ年の期間に統一せらるるを以て完全なりと云ふへし

第二 豫算期間

豫算の形式及費目に關しては二個の論すべき問題あり一は時間的及物質的關係に於ける豫算の統一問題にして他の一は豫算内容の細別即ち豫算標式の問題なりとす

豫算の期間的統一の必要は全部及一部に於て一定の豫算期間を成るべく一様にせしむと云ふに存す現今各國に於ける此の期間は佛國に於て完全に英國に於て稍や解決を告げんとするも獨乙に於ては地方行政部門毎に皆な一樣にあらず又た各地方毎に必ずしも一樣に規定せず豫算期間の終點も亦一樣には制定せられず然れとも殆んど一般に國家財務と地方團體の財務との間次に又た上級地方團體と下級地方團體との間に行はるる關係は時の進歩に伴ひ益々複雑且つ密接となるを以て實務上に於ては殆んど一般に此等各種公共團體の豫算期間の間に一致を見るに至らんとす殊に此の關係に對して國家課税に對す

る地方課税の從屬は有效なる力を與ふ其の國税に對する附加税に於て又は少くとも地方特別税の賦課の爲めに國家課税の査定に從ふ關係に於て益々然らざるを得ざるに至る

佛國は地方附加税を直接國税の附録として見る所にして之れに向つて國家の豫算期間即ち歷年年度を縣及邑にも適用したるを以て直ちに此の統一を完成せり伊太利、埃太利、白耳義及び和蘭も之に倣ひ國家の歷年豫算期間を地方團體の年度と爲せり

英國に於ては國税に對して地方課税は直接の從屬關係を有せざるも不動産の收入又は收益價額を地方課税の唯一の基礎として年々算出することは勢ひ亦た一年豫算制度の採用を促さざるの理なきなり且つ新自治行政の制度の下、地方財政に對する國家監視の爲め採用せられたる年度計算及調製の勵行は均しく各地方行政間に於ける計算年度の始期統一を確定する上に確實の効力を與へずんばあらず然るにも拘はらず尙ほ今日迄其の完全の一致は地方團體相互間に於ても亦た國の計算年度に對しても未だ期し得ざる所なり

普國に於ては唯た郡に於て獨り一年豫算の勵行せらるるを見るのみ州市及町村條令は一年制の外に三年以内に關する豫算調製を爲すことを得へし但し之を實際に徴するに此の特例は州行政に於てのみ其の適用を見ると云ふ蓋し州豫算は通例唯た二年毎に開會する州會の存在に基き然かく二年制を存するも二年中各年に向つて收入及支出を分離する方法に於て豫算を調製し從つて又た只た二年間に對する票決を爲すこととなれるなり故に此の各目の豫算は第一年度第二年度として分計せられ豫算自身の内容は一年豫算たりと稱し得ざるにあらず町村は從來一年制に反する豫算多かりしか最近の租税制度改造後其の豫算年度の始期を國家及上級地方體のそれと一致せしむることになりしか故に今は漸く一年豫算の制に從ふに至れるならん

地方豫算年度を斯くの如く定むるときは各豫算の期間的統一は自ら左の結果を生せしむ即ち一計算年度の支出は其の同一年度に屬する即ち同一年度に滿期日を有する收入によりて支辨すべきものなりとの原則是れなり

此の原則は他面に於て歲計の收支各部分は皆な同一の期限内に於て施行せら

るへしとの要求を意味するものにして頗る重要なりと雖も之れに對する眞の例外は實際の必要上左の已むを得ざる場合に於て發現す

一 豫算期間内に豫算の収入又は支出が完了(實行)せざる爲め未済の計算に残る場合

二 豫算期間内に収入又は支出の豫算が施行(命令)せられざる爲め收支の平均を得ざる場合

三 豫算期間内に各個職分の性質及實際上豫算以外に需要を生ずる場合
第一の場合に於ては實行上の残計算を生じ収入残及支拂残に關する問題となるも第二の場合に於ては豫算に對する残計算を生じ剩餘又は欠損に關する實質的處分の問題となり第三の場合に於ては豫算以外に支出を要し經常豫算又は臨時豫算に於ける一時補填の問題を成す
廣義に於ける残計算とは豫算額其の施行命令額及び又た其の實行額の一致か豫算期間内に手續完了せざるより生ずる未了額の謂にして其の豫算額に對する施行命令未済の計算を豫算上の残計算とし施行命令額に對する實行未済の

計算を實行上の残計算とす前記第一の場合には實行上の残計算にして収入残及支拂残の二種を生ず

實行上の残計算に於ける収入残は豫算期間内に於て發行済の収入命令か或る原因に依りて收納履行に至らず収入未済として計算上に残るものにして支拂残は豫算期間内に發行済の支拂命令か或る原因に依りて支拂履行に至らず支拂未済の計算に残るものなり収入残に關しては年度後尙ほ地方團體に於て支拂を受くるの權利を有し支拂残に關しては年度後尙ほ地方團體より支拂ふべき義務を有するも兩者共に確定豫算の施行後に於ける残整理に屬し金庫上及記簿上の問題とはなるべきも最早や再ひ豫算上の問題とならず豫算の調製には何等の變化をも與へざるものなり而して金庫及記簿の計算上整理の問題としては此の残計算を特別計算としやがて收納又は支拂の履行ありて減消し又は會計法上の時効に罹りて消滅する迄無閉鎖の計算に置くか又は成るべく近く計算を閉鎖し整理の段落を付くる爲めに此の残計算を收支未済額として計算を閉鎖し之を翌年度に繰越して翌年度内に實行せられたる部分あらは其の

履行部分を翌年度の實行額即ち收支済額とし残部を順次に繰越して新なる後年度の計算に移すか各國の採る所一様ならざるも要するに此の問題は計算上の整理問題にして最早や再ひ何時の豫算にも現はるることなし従つて豫算調製上の問題に關係するものにあらず

豫算上の殘計算は之に反し經過豫算の豫算額に對し之を施行する收支の命令額か一致せず豫算の收入又は支出か未使用(命令未發行)の部分を殘して年度閉鎖に遭遇するに依り生ずるものにして經費の未使用より使用殘を生し收入の未施行(命令調定)より收入不足を生ず此の使用殘と收入減との對算によりて剩餘を得、欠損を存せしむ

剩餘は後年度の歳入に繰越し經費殘と共に新なる豫算に算入して新なる調製及決定上の問題となり欠損の處分は之を欠損として計算を確定し翌年度の收入を繰上げて之を補充するか新なる補充を爲すの方法に出てさるへからず若し此の場合に於て經過年度の殘計算あらは翌年度の豫算調製上に之を使用して其の補充とするを可とす

第三の豫算外需要は豫算に於て豫見せられざる事實か各個職分の性質上避くへからざる程度に於て豫算期間内に發生したるに依れるものにして豫算超過又は豫算外支出を要せしむ之れに對しては特別の豫備金存在する場合を除くの外將來の財政上に於ける經常手段を奪取するか又は公債により均しく後年度の收入を先收するか結局後年度の財政を狹限せしむべき實質上の處分によりさるへからずして後年度の豫算調製上に變化を生せしむべきものとす

斯る殘欠損に終る豫算年度に對し自治機關か如何なる方法を以て各個に自ら補填するかは一般に其の自治機關の裁量に任すと雖も一般に行はるる國家監視は流動公債として此の欠損を延長することを抑制すると同時に成るべく剩餘を公債償還に使用せしむる爲め地方團體に特別の強制を加へ得ることを保留し以て國家の周到なる監督及承認權に服せしめ償還を豊富ならしむるに力むるか如し

既過豫算年度の收支殘額及計算結果の整理に關し周到なる規定を有するものは吾人唯た之を佛國の自治體立法例に於て發見す

佛國は後年の豫算と殘額計算を連絡し及び前計算年度の剩餘を使用することに向つて町村自治體に前豫算年度末後三ヶ月經過の後特別追加豫算を調製すべきを規定す追加豫算は現年度豫算の補充を企圖する場合にも均しく行はる然るに縣は斯る追加豫算を制定せずして八月會議に於て後年の豫算を定むるの機會に當り簡單なる現豫算の更訂を行ふ此の兩者の區別點を見るに町村自治體に命する殘勘定及追加豫算は特別の款項に於て實行せられ殘勘定又は追加として謂ゆる原豫算と對立するものなりと雖も縣豫算の更正に在りては其の當該豫算定額に編入せらるるものなり此他佛國の立法例は殘勘定の無稽なる繰延を禁する一定の明文を有せり即ち未濟支出として自治體代表者に於て再び表出することなく唯た一度限り追加豫算に於て記入することを得へしと云ふことは是れなり

日本に於ては年度内收支均衡に對して委任省令に於て一般の原則を認め各年度に於て決定したる歳入を以て他の年度の歳出に充つることを得すと規定し謂ゆる年度の流用を禁止せり其の結果として廣義に於ける殘計算の整理に

關する問題を生ず第一は豫算施行の命令發行額と實際の收支額との殘計算なるか此れに關する整理の規定を見ず普通債權時効間便宜の處理を爲すものならんも別に豫算及決算には關係する所なし第二は豫算と命令發行額との間に起る殘計算にして年度經過中に豫算の更正又は追加に依り殘額なきに至らしむべく若し年度經過して更正又は追加の餘地なきときは年度後の剩餘又は欠損として現はるるものにして之れに對しては省令の規定により年度後に於ける剩餘は翌年度の歳入に繰入れ欠損は翌年度の歳入を繰上げ充用するの途開け居れり結局翌年度豫算編製に依りて整理せらる

年度末を以て明確に出納を閉鎖することは實際上到底完全に收支の均衡を計る所以にあらざるを以て我國の地方財務に於ても國家の場合と均しく年度末後に出納閉鎖及帳簿整理の期限を延長し此の間に於て年度末迄に發したる收支命令の始末之れに對する現金の出納並に記簿の整理を完了せしむ之を整理期間と稱す府縣郡に在りては翌年度七月三十一日限り出納を閉鎖し(金庫締切)八月末日を以て整理事務を完了(帳簿締切)するを要し市町村に在りては各地同

一の規則なきも各縣の訓令(市町村出納規程)により翌年度五月三十一日限り出納を閉鎖することと定め事務完了に關しては別の定なきか如し而して此の出納閉鎖の後に至れば該年度分としては其收支命令の執行を爲すを得ざるか故に其實際の收支金は其實際に收支したる日の屬する年度即ち後年度分の收支計算に編入せざるへからず但出納閉鎖前に在りては年度末後なるに拘らず國家會計の場合と異り經濟の小なる丈けに手數甚しからざるを以て當該年度の相當科目に整理せしむ之に反して出納閉鎖後は一旦閉鎖したる各相當科目を動かすの煩なるを以て此收支は雜收入又は雜支出の科目に於て整理せしむ

第三 豫算の形式及分科

豫算の形式に關しては原則として各行政部門を一豫算に總合すること竝に總式計算として其の豫算を調製することを必要とす

第一の要求は地方自治體の本豫算の外に一定の特別行政に關してのみ特別豫算を調製することを許すも地方自治體經費を分割して別個の豫算を調製するは之を許さず臨時部として特別の基金(公債と土木基金)を設備するもの又は其

の特性上一般の地方自治行政と異なる記簿を要する如き場合と雖も力めて豫算を統一し其基金より支辨する年々の經費と之に供給する手段とを簡明に見得へからしむるを期せざるへからず第二の要求は地方公業行政の如き場合に於て狹義に於ける地方自治財政に此の公業財務の結果即ち剩餘又は欠損のみを掲ぐるの純計式に依らす其の總式計算を以て一般豫算に掲上することを望むものなり

豫算調製の統一及之に基く歳入出總式計算の原則よりして更に之と關連する豫算内容の分類及細別の必要即ち豫算標式の問題を生ず各個の行政部門に於ける經濟主義を現實せしめん爲め豫算は各個行政部の收入及支出を各個毎に通覽せしむべく調製するを要す此の各部豫算を總合して明細豫算を集成し明細豫算の收入支出を以て全體的の收入支出總豫算を組成するものなるが此場合に於て原始の形式を襲用して各項に於ける經常及臨時の豫算定額を順列するか又は形式を變更して經常及臨時の分裂を許すやは各國實務上各種の見解によりて一様ならず然れとも多數の例によれば原始の形式より項及目を採用

して節句に及はす而して第一に經常の收入及支出第二に臨時の收入及支出第三に此等の總額を掲げ之に收入支出の目節を附記し總式豫算の外に尙ほ各特別部門の純計式豫算を調製添附するか如し本邦及佛國の制度は此例に屬せず」各國を通して言へば總式豫算は今日地方團體に向つて通則となれり而して其の中には之を其の地方行政に關する一般法又は行政規定に現はせるものあり彼の瓦斯水道電氣事業其他官公業と雖も收支兩部に於て其の總計を示せるか如し但し此の場合に關して注意すべきは特に佛國に於ては此等の公業に關する地方體直營のもの甚た少なく又た英國に於ては普國に於ける多數自治體か直營する貯金金庫及質店の如き設定物をも全然之を私人組合に委置しあることは是れなり普國は之に反して各種の官公業を認むるを以て普國に於ける地方自治團體の行爲範圍竝に之に伴ふ其の豫算の實質的内容は佛國に於けるよりも複雑にして其の佛國と同様なる豫算標式の原則即ち一般一樣なることに反するもの多きを見る而して英國の地方自治體は亦特に特別の事情ありて自ら他と異なるものあるなり

英國に於ける豫算各科の標式か一般的一樣的なる能はざるは其の地方行政自身の特性に基き種々なる法律上の職務か地方官廳組織を細別せるに由らざるはあらず一方に於て各個の目的の爲めに設定せられたる多數の廳及委員會の豫算は概して大陸豫算に類似するも他方に於て多數の地方事務に關する官廳として存する地方廳其れ自體の豫算は其の種々なる地方事務に關する財務を甚しく分離し従つて之に對し分離したる豫算を調製せざるへからざるに至れるを見る斯くて州會は地方行政の目的に向つて國家の讓與せる租稅收入に關して自己の州豫算の外に特別の豫算を調製す此の特別豫算は公共種痘の報酬及び他の僅少なる金額までを含む是れ州行政か其の特質上國家の分派的代表者として調製したる所のものなり之れに現はれたる額は地方行政の他の部に於て種々の支出目的に使用せらるべきものにして一切の地方支出を集綜する場合に於ては唯だ繼越科目として看做すべきもの多きを占む

州自己の本豫算に在りても其の收入部に流入し來る國家寄贈金の一部分あり其の他に又た他の地方官廳よりの分擔金あり支出部に於ては右による支拂殊

に道路の維持費町村會の引受けたるもの(の)の外他の目的に對する支拂例へは癩狂院の維持に對する補助支拂及び警察基金の拂込の如きを包含せり
 州の一般行政費は主として他の(四)項に分かたる(一)州廳舎の維持費(二)州吏員の俸給及恩給(三)廳行政の物件費(四)國會及訴訟費此の外特別の支出項あり即ち州警察の人件及物件的維持費刑事警察的追捕の費用並に囚人輸送及維持費勸善學校即ち強制教育の費用狂院の維持に關する補助費警察の費用州橋の維持費州の自ら維持する本道及地方道路費技術及開發教育の經費是れなり之に對する收入豫算は一部丈け此の支出部に對照するものにして其の重なるものは警察收入囚人輸送及維持に對する國家の補充金技術教育に對する國家寄贈金の一部及び州税の一部なりとす
 州豫算の臨時部即ち公債豫算は收入及支出兩部に於て公債の使用せらるる種々の目的毎に之を分別す癩狂院警察派出所州廳舎橋梁等なりとす
 此の外に眞の特別會計豫算あり即ち警察基金なり此の基金は一定の手數料及び國家寄贈金の一部並に州豫算よりの補助の外尙ほ自己特別の警察行政を有

せる市團體よりの補助金より成る

次に英國の市は二個特別なる豫算を調製す一は其の性質上市團體としての豫算にして他の一は市衛生官廳又は市都區會としての豫算なり但し此の外に若し市か自己特別の警察行政を有するときは警察基金の特別豫算あり又た之に加へて第三に特別市は尙ほ特別の豫算を有す此の豫算は各使用目的ある國家の寄附金に關する豫算にして特別に之を調製す

市團體としての豫算は州豫算と略ほ同一の科目を有す唯た其の豫算に橋梁及道路費を見ざるのみ其の代はりに學校に關する補助學校監視委員會費並に圖書館博物館學藝館及技術學校費を存す然れとも市財務に關する本豫算は別に區豫算中に屬す此の區豫算に於ては市の街道及道路水道瓦斯公共燈火市場及博物館に關する種々なる職分衛生事務に必要な種々の設備例へは下道溝渠溼防墓地湯場病院等並に人的及物的の區行政費を存す

町村區の豫算は以前より二様の調製なり即ち町村區會は其の舊來の衛生官廳たる特性に於て一の豫算を調製し第二に道路官廳として又た一つの豫算を

調製したり然るに市部區に在りては此の二種の職分を以前より一個の豫算に合編し居れり蓋し町村區の職分は概して各種の法律に基けるも市區豫算は主として衛生條例により衛生及道路官廳として設定せられたるによるなり舊來の道路區か全然町村區に變更したる後ち道路事務は今日統一せられたる町村區豫算の特別科目を爲すに至れり

要するに英國に於ける國家監督の方法は先づ各種行政法規の勵行を保證し且つ地方廳の計算及豫算事務をして各種規定の形式に適當せしむるに存す之か爲め一豫算より他豫算に財政手段を流用繼越する多數の場合を生し従つて精密なる財政統計の仕上を困難ならしむる事情あり然れども英國の中央政府は地方財政に關する總監視を行ふべき位地に存するか故に斯の如き繼越的科目を排除して以て財政學上の見地に復歸せしむるは敢て難からざるなり

佛國に於ては法律を以て先づ經常及臨時の收支を區別すべきを定め之れと同時に各部に於ける收入豫算の順序に關しても種々の支出科目に適應せしむへしと規定せり之か爲め種々の行政部門に當倣めたる款項に於て手数料及經

濟收入を分類するに當り彼此無理なる分離を爲さざるへからざるに至る

邑の經常支出豫算の内容は主として七個の大部類に編集せらる(一)は自治行政の一般的人件及物件費にして其中には租稅費を含み其租稅費中には入市稅の費用最も多きを占む(二)は國家に對する支拂にして兵の入營に關する經費及分擔費並に遺產稅に關する費用(三)は特別の自治職分に關する費用にして財産の維持費住宅及公共用借家賃を含む邑街の維持掃除水撤警察牧場及林野看手消防制度の維持費(四)宗教費(五)公共教育技術學問に關する經費(六)支道の維持費(七)公共救護の經費即ち癲狂院養育院維持の補助貧病養護の經費慈惠病院及慈善局の補助費等は是れなり

臨時的歳出豫算は建物支道其他種々の公共工事に對する新築改造大修繕及公債支辨事業費を包含し之れに對する臨時收入としては直接稅及入市稅の臨時的附加より生ずる收入之に屬す

縣豫算の形式は第一に各省權限關係の影響を受く即ち公共教育の目的に關する一定の收入は教育省より臺帳整理に關する特別收入は大藏省より其他

切の縣收入又は之に伴ふ縣豫算の信用は内務省より上級監督廳たるの監督を受く其の結果として經常收入豫算は概して三つの所管大部類に分たれ其の各部は又た多くの科目を有す即ち其一是縣の確定的附加税にして其他は縣の浮動收入なるか此の浮動收入は千八百七十七年十月二十日の省令により七項に區別せらる(一)縣財産の收入(二)縣記録の供給に對する手数料(三)其の他の手数料及罰金(四)國家他縣並に邑及私人より縣の經常的歳出に對する補助金及費用分擔金(此の歳出には縣に於て保護するの權利なき病人に對する保護費並に特に育兒の目的に供する費用をも含む)(五)交通繁き支道の維持に關する特別の補助及分擔金(六)地方道路に對する補助金及分擔金(七)拂戻及賠償金即ち是れなり臨時収入は唯た三科目に分類せらる(一)は直接税の臨時的附加(二)公債(三)財産及材料處分遺言及寄贈並に資本收益より生ずる他の臨時収入等なり

經常的縣歳出の豫算は十六の物質的排列の項を有す其中最初の二項は類似の事項に係るも之を二項に分離したるは行政法的觀察によるなり

第一項は經常的義務歳出の爲め設けられ強制調製を受くるものにして四目に

分かる(一)知事廳舎の維持及家具並に縣公共教育會の廳舎及學生監督部の維持及用具又は其の住所の借家料(二)憲兵隊の入營(三)重罪裁判所民事商事並に治安裁判所の廳舎家具及廳費(四)選舉名簿選舉人及陪審人の手續に關する費用にして主として國家の公益に關する經費なり國家は其の大部分を縣の義務として之を強制す

第二項は縣財産の維持に關する其の他の經費を包含す其の中には縣監獄の經費をも含むものなるか重罪獄の既に國家に移つれる以來之れと均しく國家豫算に移さるべきは明かにして唯た時の問題たるか如し

第三項は縣道の一般管理費及維持費の爲めに設けらる然れとも千八百七十一年の法律により道路負擔の分配を改良し及之に伴ひ私人利益者に適當の負擔を爲さしむる爲め其の縣道を交通繁き支道に組替へたる縣に在りては之を存せず支道の維持費は總て第四項に屬す第五項は兒童養育の經費第六項は癩狂院の經費第七項は其他の縣救護制度の經費第八項は既に重要を失したる宗教に關する縣の經費第九項は縣記録の經費第十項は技術及學問の獎勵に關する

經費第十一項は農業及工業に關する經費第十二項は邑に對する補助費を含む」第十三項は種々なる經費の集合科目にして他項に屬せざるものを之に集む即ち衛生會費傳染病防壓費知事及副知事官吏の俸給に對する縣の分擔金並に退職官吏に對する保護費之に屬す特に又た不豫見の歳出の一目あり此の費用は經常豫算の殘額即ち經常歳出を越ゆる經常收入の豫算上の剩餘を之れに充當するものにして千八百七十九年以來之か處分を縣參事會に委す第十四項は特に前年度に於て充當すへき適當の歳入なかりし殘計算の經費を引受くへき目的を有す是れ即ち經費不足なるものにして豫算超過又は欠額として現はるるものに係り此の不足か義務ならざる費用より生ずる場合に於て此の項に屬すへし若し其の當該不足か義務費より生ずる場合に於ては第一項に屬せざるへからす此の第十四項は主として救護制度の行政範圍に於て既過豫算年度の或る餘儀なき豫算超過に關して必要なるものなり茲に注意を要することあり其は此の第十四項に屬する歳出不足の費用は縱令へ隨意職分の需用より生したるものなりと雖も而かも支拂義務の満期を表するものにして殆

んと義務費と同様なるか故に實際上否認するを得ず

第十五項は教育の目的に使用する經費を含む其の中には初等教育の爲め起したる四特別税を充當すへき經費を含み教育省の權限に屬するものあり之れと同様に臺帳經費に宛てたる第十六項も權限關係よりして二つの節に分たる而して其の中の第二は之に充當すへき特別税と共に大藏省の所管に屬するものなり第十五項及第十六項に關しては尙ほ明細的の特別豫算を調製せざるへからざる規定あり

前記の如き經常費の物質的分類と異なりて臨時費豫算の内容は臨時的收入豫算の三大部類に準して單に三項に分類せらる即ち第十七項は總て臨時的附加税を充當する經費第十八項は公債支辨の經費第十九項は其の他の臨時收入を以て充當すへき經費を包含す

普國に於ては既述の如く地方團體の豫算標式の作成に關する國家的規定佛國の如きものあることなく又た計算制度の方法に於て其の上に英國の如き如何なる威力も加へらるることなし抑も上下級種々なる地方團體豫算制度の一

様式を目的とする斯る規定は地方財政の完全且つ継続的な統計を得るに必要なる條件にして之を缺くは他の觀察點よりするも頗る悲しむべき所とす州財政の豫算式に關してすら一定の程度迄其の形式的に同一性は國家豫算の形式に準し最先に定めざるべからざりしに何等之を規定する所なく唯だ一般の性質別を適用し其の物質的内容に従ひ形式上の分類を定めたり之れが爲め地方自治體殊に市町村の行政範圍の複雑多種なる益々豫算標式をして甚しく複雑ならしむ然るに又た豫算の原則的要件たる總式豫算主義も甚だ不充分なるを示めせり即ち吾人か試に普國地方制度の標本として人の屢々引用するプランデンブルギン州の豫算制度を見るに唯だ中央行政及之に直屬する行政事務に關してのみ總式豫算なりと雖も癩癩、白痴、感化、村落貧民及強制教養等種々なる州設定物に關しては其の歳出部に於て唯だ純計式の補助支出額のみを掲上し此等設定物の總計式は其の特別豫算によらざれば之を見るを得ず而して此の特別豫算は歳入部に於て其の本豫算よりの補助金を繰入れ記載しあり故に本豫算は理論上中央行政の特別豫算にして又た併せて此等設定物行政の特別

豫算なりと云ふへし従つて兩者を合體して而かも互の繰越科目を差引するにあらざれば州の全豫算を知る能はざるなり斯くて州の全豫算を作成し得るとしても尙ほ更らに注意すべき事あり彼の本豫算に掲上したる設定物の補助費は獨り州のみの負擔額にあらずして本豫算か國家補助金及び第三者たる分擔義務者の救護及維持費分擔金を受入れて之れに充當すべき補助額をも包含せることは是れなり臨時豫算に於ては却て本豫算に重要を置き此等設定物の新築及擴張に關する臨時費を掲上し特別豫算には僅少の歳出科目を以て單に微少なる改造調辨及普通修繕等のみを掲上せり斯くの如く本豫算は特別豫算とは其の内容を異にせるのみならず特別豫算の臨時支出には謂ゆる一時的經常費と稱せらるるものを含む是れ正さしく國家補助金を受入れて支辨するものなるを以て此の部分丈は本豫算の經常費と爲さざるべからざるものなり之を控除するにあらざれば臨時費支出は狭き固有の意義となるを得ざるなり

總豫算額に對するプランデンブルグ州本豫算の位置斯くの如し之と同様なる關係は市豫算制度中謂ゆる財務豫算(ケメライエタツ)即ち普通行政費の豫算に

於て之を發見すへし此の普通行政費は種々なる市行政部及設定物に對する補助費を含むを例とす然れとも或る大市の行政は今日概して此の財務豫算及一般豫算中の他の部分と合せて特別と爲すの適當なるを認め以て補助費の二重豫算を避け統一總計式豫算の調製を容易ならしむるに至れり是れ主として此等の市に於ける金庫制度統一の結果によれること疑を容れず

日本に於ては地方團體の豫算形式及分類に關し各自治體法の委任に依り内務省令を以て之を定む之れに依れば一切の收入を歳入部に掲上し一切の支出を歳出部に掲上するものにして其の形式は總式豫算の主義を勵行せり而して豫算の種類も概して能く統一せられて單一豫算の制度なるも特別の事業に向つて特別豫算の調製を許るせり其の結果として本豫算と特別豫算との間に謂ゆる繼越科目ありて稀れに重複することありと雖も多くは各豫算の科目全く相獨立し居れるか故に重複の憂甚た微なる代はりに諸豫算を合算するにあらされは全地方費を知る能はずと云ふ缺點は免れず次きに豫算科目分類の順序に至りては佛國式に従ひ國家豫算に準し先づ豫算を歳入部及歳出部に大別し

更らに歳入部及歳出部の各部を各經常及臨時に區別し其の各科を款に分ち款を項に分ち項を目に分つの順序を探れり然れとも其の議決科目は款にして項に及はず従つて款の流用は禁せらるるも項目の流用は府縣郡參事會の決議を経て之を行ふことを得但し市町村に關しては科目流用の制限なきか如し府、縣の豫算中歳入部は經常歳入に於て(一)地租割(二)營業稅(三)雜種稅(四)戶數割(五)家屋稅許可を得たる縣に限る(六)財産收入(七)國庫下渡金(八)雜收入の八款とし臨時歳入に於て(一)繰越金(二)國庫補助金(三)某費寄附金(四)財産賣拂代(五)府縣債の五款を以て標式とす

歳出部は經常歳出として(一)警察費(二)警察廳舍修繕費(三)土木費(四)府縣會議諸費(五)衛生及病院費(六)教育費(七)郡廳舍修繕費(八)郡吏員給料旅費及廳中諸費(九)教育費(十)難破船費(十一)諸達書及揭示諸費(十二)勸業費(十三)府縣稅取扱費(十四)府縣廳舍修繕費(十五)府縣監獄費(十六)府縣監獄修繕費(十七)衆議院選舉費(十八)府縣吏員費(十九)財産費(二十)豫備費の二十款とし臨時歳出は(一)土木費(二)郡市町村土木補助費(三)郡市町村教育補助費(四)某費本年度支出額(五)府縣債費の五款を標式とす

郡の豫算標式も亦た省令の示めす所にして其の歳入部は經常歳入に於て(一)繰越金(二)府縣補助金(三)寄附金(四)財産賣拂代(五)郡債の五款を示めし

歳出部は經常歳出に於て(一)會議費(二)郡吏員費(三)土木費(四)教育費(五)衛生及病院費(六)救助費(七)勸業費(八)財産費(九)豫備費の九款、臨時歳出に於て(一)土木費(二)某費

本年度支出額(三)郡債費の三款を示めす

市町村の豫算標式に關しては明治二十二年三月内務省令第一號に依るものにして其の歳入部は經常、臨時の區別なく單に歳入として(一)財産より生ずる收入(二)使用料及手数料(三)雜收入(四)前年度繰越金(五)市町村税の五款を示めし

歳出部は經常及臨時に區別し經常歳出に於て(一)役所の役場費(二)會議費(三)土木費(四)教育費(五)衛生費(六)救助費(七)警備費(八)勸業費(九)諸税及負擔(十)市町村公債費(十一)雜支出の十一款を示し臨時歳出に於ては特別の款名を掲せす

以上は普通豫算の標式にして此の外に特別豫算及基本財産經濟の存するごとを知らざるへからす今尤も複雑なる東京市の財政に依りて其の一斑を示めさん

東京市の歳計は普通經濟、特別經濟、基本財産及特別基金の各歳入歳出より成る。普通經濟の歳計は歳入部及歳出部に大別せられ歳入部は(一)前年度繰越金(二)財産より生ずる收入(三)使用料(四)手数料(五)公納金及雜收入(六)國庫交付金(七)府交付金(八)寄附金(九)受入金(十)市税(十一)借入金の十一款を掲上し歳出部は經常及臨時に區別し經常歳出に於て(一)市役所費(二)區役所費(三)市參事會費(四)會議費(五)教育費(六)土木費(七)衛生費(八)救助費(九)勸業費(十)街燈費(十一)市公金取扱費(十二)退隱料(十三)雜支出(十四)市常設委員會費の十四款、臨時歳出に於て(一)市役所費(二)區役所費(三)教育費(四)土木費(五)衛生費(六)築港調査費(七)市吏員特別給與金(八)補充金(九)家屋検査費(十)借入金(十一)子(十二)勸業費(十三)雜支出の十二款外に翌年度へ繰越を掲上す

各特別經濟の歳計は歳入部に於て(一)公園(二)養育園(三)墓地(四)市區改正費(五)臨時市區改正費(六)基本財産河岸地(七)市公債償還基金(八)事業公債償還基金(九)水道(十)神田上水(十一)配水工費(十二)市有地收入(十三)教育資金收入の十三款を掲上し歳出部は經常歳出に於て(一)公園(二)養育園(三)墓地(四)市區改正費(五)基本財産河岸地(六)市公債償還基金(七)事業公債償還基金(八)水道(九)市有地(十)神田上水(十一)配水工費(十二)教育

資金小學校建設補助金の十二款及び臨時歳出に於て(一)公園(二)養育園(三)市區改正臨時費(四)市有地費(五)墓地(六)基金財産河岸地(七)水道の七款外に(八)特別基金へ編入及補充(九)償還市公債證券額面と購入價格の差(十)翌年度繰越を掲す
基本財産及特別基金の歳計は歳入部及歳出部に大別せらるるも更らに經常及臨時に區別することとし而して其の歳入に於ては(一)市基金財産(二)水道準備金(三)公園改正準備金(四)養育院基本財産(五)感化院基本財産(六)墓地準備金(七)市教育基金(八)市施療病院基本金(九)某區特種小學校基本金(十)某架橋費寄附金を掲す」斯くの如くして普通歳計と他の特別歳計及各基金歳計とは相對立し各獨立の科目を有し且つ何れも總計式の計算なるか故に殆んど重複なきも之を總合するにあらざれば東京市の全豫算を窺ふを得ざるの不利は免れず

第二項 金庫制度

地方財政の實行即ち收入の收納及各種經費に對する支拂は通例地方金庫をして之に任せしむ從て金庫事務は原則上地方財政の命令と之を區別して其の行動に特別の權力を與へらる此の權力は例へば租稅收納に關する場合の如く豫

算の確定を以て一般的に之を與ふるか又は各個の場合に向て之を與ふるを要す此の事務は地方自身の機關によるものと又は國家機關の助力によるものとあるも是れ恰も國稅の收納に於て往々地方機關の共助によることあるか如くにして政治上にありては重要なるへきも財政上に於ては大なる問題にあらず」之に反して金庫制度上更に重要なる問題は金庫事務か地方團體の全財務行政に關して本金庫に集中せらるるか又は各行政事務の爲に獨立せる多數の金庫に分掌せらるるか是なり此の如何に依りては豫算制度の形式に密接なる關係を生すへし各種獨立の金庫か分掌する場合に於ては此等金庫の間に資金の流用を必要とし豫算上にも幾多の繰越科目を存するを便とすと雖も之に反し本金庫に全收入及支出事務を集中する場合に在りては資金の流用を必要とせず繰越科目の複雑なる複雑豫算式を節すへし故に金庫制度の統一は亦た同一地方團體の多數獨立豫算を統一豫算に總集するに關しても主要の原因たるを知る」斯くの如くして金庫事務は豫算の施行に缺くへからず又た豫算の統一を裨補するの效あるのみならず一面に於て諸般の財産取引前貸給付、收入拂戻、預入及

之に該當する支拂等の行政に便益を與へ他面に於ては種々なる豫算科目の實計を順序的に知らしむるの效あり而して此の效用は金庫事務の監督上に必要なる金庫日記簿及び豫算款項別に適應する分類式の元帳を調製せしむるに依りて完全に之を擧ぐるを得へし

英國に於ても地方廳金庫事務の行政は決して國家的官吏に委せられず却て茲には地方行政機關の各種獨立なる制度によりて地方的諸務上の特種なる分配を生し居り到底一地方の全財政事務を一の組織に統一することを得ず從つて既述の如く英國地方豫算に於ては一の地方組織より他の組織に資金を流用することの多大なるを見る

佛國に於ては直接國稅の地方附加稅を國家收稅機關の手に於て收納するか爲め國家收稅機關をして法律上一般に地方金庫の行政を引受けしむ而して町村獨自の收入機關は唯た三萬法以上の經常年收入を有する町村に限り之か設定を許せり但し此の場合に於ても國家は特別の權利を留保す殊に自治體收入官は其の豫算に基く收納及支拂の一般的認承を國家官廳より受け國家官廳は

彼れに其自ら決定的に確定したる豫算の雛形を示めして之を與ふ斯くの如くして各個の金庫命令(出納命令)は承認せられたる信用の標準に従ひ町村長之を執行す縣豫算の施行は知事の手に存し其の關係金庫及記簿事務は知事官廳の官吏によりて掌理せらる

普國に於ては其の金庫制度の設定及金庫吏員の選定を地方廳に委付す然れとも特に州及郡行政の金庫制度に在りては千八百五十七年六月一日の縣本金庫に對する訓令の原則に従はざるへからず地方事務の行政と共に金庫行政を自治體主長の一身に合一したる村落自治體に於ては此の分權の代補の爲め行政事項を收稅役の義務として引受けしむると同時に特別の方法により自治體金庫をして國家直接の收納に共助せしむ即ち千八百四十一年所得稅法第七十三條に従ひ國家所得稅の收納は東部諸州に於て三萬馬以下の所得に限り自治體をして收入稅額百分の二の報酬を以て之を取扱はしむることとなせり之に反して高所得に關する國稅金の收納及西部諸州に於ける國家所得稅全部の徵收は一般に之を王國郡金庫の義務となせり市に於ては概して地租、家屋稅及營

業税等の全直接國税の收納に關し特別の慣例に依り自治體機關をして取扱はしめ居れり西部の村落自治體殊にラインプロビンツ及ウエストフアレンスの村落に於ては之に反し直接國税と共に王國的收税官をして單に自治體の租税を徴收せしむるのみならず尙ほ一般に村落の自治體金庫事務をも管掌せしむる然るに今や東部と西部との間に斯くの如く發達したる實際上の相異は千八百九十三年七月十四日の直接國税徵收法より一掃せらる此の法律により國家は不動産税の徵收に於て地方を利したるを廢止し直接課税に對する地方の増大したる利益に轉へしめんか爲め直接税の初徵收を原則上町村の義務とせり而して此の法律の第十六條は更らに發せらるべき勅令により一切の直接國税並に官領地收入資本收益及銀行利息及地租賠償公債利子の收納に關し自治體をして無償を以て引受けしむるの義務を規定す當該勅令は千八百九十四年一月二十二日に於て發布せられ之れにより一切の直接國税及地方税の徵收手續は一様となれると同時に西部村落自治體の金庫事務を國家的機關に兼掌せしめたる舊原因も存せざるに至れり

日本に於ては現金の出納に關し地方金庫を設くるを以て原則とす府縣に在りては本金庫及支金庫を置き郡に在りては郡金庫を設け事務は概して銀行に取扱はしむ此の場合に於て銀行は確實の擔保を縣郡に提供して之を引受け出納保管の責に任す知事郡長は之を監督し且つ定期臨時の検査を行ふ各個少額にして數多き收支現金に關しては別に出納吏を置き其の責任に於て現金を出納せしむるも出納吏の保管は一時的にして取纏めて金庫に保管せしめ金庫をして整理せしむ此の出納吏に對しても検査を行ふ市町村に在りては金庫の制度を採らす收入役を以て其の事務を執行し出納保管の責に任せしむ但し市は公金取扱銀行を命じて之れに其の事務を取扱はしむ市町村の出納に關する検査は市町村長之を行ふものとす

府縣知事及郡長は收支命令官として收支命令を金庫に宛て正當關係者に發行し金庫をして其の出納を爲さしめ市町村長は收入に付き收納を各納人に發すると同時に其の收納を收入役に命じ支出に關しては正當領收者より請求書を徴して其の支拂を收入役に命ず收入役は收支の都度整理簿及日計簿に記載し

現金に對照して差違なきを期すへしと定めらる

第三項 計算制度

此の制度は二段の事務によりて完備す

其の第一段は計算の整理なり詳言すれば金庫及計算帳簿の閉鎖各項目實計の総合及び金庫吏員又は財務指揮官による實計額決定を以て成る第二段は計算の検査及最終的確定を以て成る

第一 計算の整理

計算の整理は財政行務の全部を總括せざるへからずして直ちに豫算年度の終期に従ふを得ず既述の如く豫算の實行は豫算年度内に完了するを得ざる部分あるか故に豫算の確定により與へられたる豫算執行の全權は金庫行務を命令する財務指揮の全權及び其の命令を執行する金庫の全權と共に尙ほ豫算年度の終末を越へて延長するの必要を見るなり

然らば其の期間は如何に遙か延長するを要するや即ち金庫及計算帳簿の決定的締切は何時に於てすへきかは主として何時迄に計算の結果を完全に提示せ

ざるへからざるやの時期の規定に由りて異ならざるを得ず

英國に於ては金庫締切の期限に關する國家的の規定を存せず凡ての地方廳は區々に之を定む市の計算は市固有の検査委員より検査を受けて半年毎に決算し且つ一ヶ月内に一切の證據を添へて之を提示せざるへからず即ち年度の終決後市助役の報告と共に一年計算を調査し之を地方局の指定する正當期限内に地方局に届送すべく其の期限には二十磅の命令罰を附し居れり聯合區會の計算と寺領の計算は半年毎に決算し此計算は他の一部の地方廳の如く中央官廳の區検査員によりて検査を受け検査員の指定する期限迄之を現存せしめざるへからずと云ふに止まり時期に關する國法上の統一規定あるにあらず之か爲め各種地方團體及び官廳の計算統一を期し難く頗る苦情の存する所なり

佛國に於ては全權の滿期即ち計算簿締切の期限は比較的に遠く計算年度の終結を超へて延長せらる而して邑に向つては殊に彼の殘計算の爲めに許せる補充豫算の調製提出に關する期限をも斟酌して之を定む殘計算は邑會の五月會迄に完備せざるへからざるか故に邑の行政に於ける既過豫算年度の負擔に

對する支出の命令は三月十五日迄之に關係する邑金庫の支拂は三月三十一日迄に之を爲さざるへからず縣行政に關しては此の兩期限か尙ほ稍々遠くして

一は三月三十一日迄他は四月三十日迄に延長せらる

普國の地方自治體は實に其の金庫終結の期限を獨立に定むることを得と雖も計算年度經過後六ヶ月と云ふ縣本金庫に對する地方自治法所定の期限は亦た市町村金庫行政にも適用せられ居れり

計算の検査及終決確定は一般に豫算を決定し及び確定したると同一の機關の職權に屬す故を以て豫算の決定的確定を國家官廳か留保したる所に在りては國家官廳亦た此の責任解除を留保し而して自治體機關は検査に關して少許の參加を爲すことあるに過ぎず

第二 計算の検査及解除

計算検査は必ず二種の方法に於て行はる其の一は金庫行政の検査にして關係の命令(支拂命令)領收書及證憑に依るの糾正なり其の二は財務指揮の處分(命令)及全體の財務行政か豫算と一致するや否や合法上の検査なり

金庫事務の検査は之を國家官吏に委したる所に在りては必ず國家の當該計算官廳によりて行はしむ

佛國に於ては金庫の計算検査に付き縣及大邑に對しては直接に國家の會計検査院之を検査し經常收入三萬法未滿の邑に對しては當該縣の縣評議會之を検査す豫算の施行を證明する計算は邑に在りては邑長縣に在りては知事之を作成し説明書として提示するの慣例なるが之に對する第一審の検査は市會又は州會之を行ひ其の終決は知事又は縣廳の命令を以て之を宣告す

普國に於てはライン諸州に於て此の佛國式制度に對する苦情を聞く是れ此等諸州に在りては村落自治體の計算を先づ村長の檢閲に附し次に村會によりて検査せしめ次に終決的確定を受くるの手續を要するに依る此の例外を除けば普國に於ては其の計算の検査及び終決確定共に自治體其者に委放せらる但し此の場合に於て其の計數的正確に關する計算の檢閲及各科目の證明は通例地方行政機關を以て之を行ふ即ち大市に於ては概して特別の計算檢閲局により州に在りては州長の任命したる計算檢閲官により之を行ふ此等檢閲の

場合に於て起るべき異議に關する決定其の後の検査及終決確定並に之による金庫及財務指揮官の責任解除は悉く之を地方行政に委す但し此の場合に於ける責任解除の拒絶は行政裁判訴訟の原因となる

英國に於ては計算検査に關し混合的制度の發達したるを見る即ち舊治安判事的の州行政並に市團體に於ては一の國家的計算監督に従ふことなしと雖も之れに反して始めは救貧事務に關し後には亦た衛生道路及公共教育事務の爲め組織せられたる地方局直轄の地方各團體の如きは特別に任命したる官吏即ち國家監督官廳の検査員の検査決定により計算の解除を受けざるへからず千八百七十五年の公共衛生條例は市の衛生區及其の區會並に委員に對して其の計算に關する國家監督を開きしか此監督は更に千八百八十八年の地方行政法によりて新設の諸團體州會倫敦州會を含む並に之に屬する癡狂院行政の委員及謂ゆる聯合委員にも之を及ぼせり發達の斯くの如き傾向よりして千八百九十四年の地方行政法は國家的検査員による計算検査を更らに擴張して寺領會にも寺區會にも又た以前の村落衛生及道路組合とを合一したる村區會にも又

た各種の聯合委員會にも此等か市團體即ち特別市に專屬せざる場合ならば適用するに至れり此の場合に於て地方局は其の計算解除に關し新設地方官廳の事情に適應する形式を以てするの權利を有す斯くて今日英國に於ける地方廳の計算解除は凡へて一樣に國家検査員の行ふ所となれり但し市團體區の計算は例外とす

計算解除の形式は英國制度の特性に基くものにして一部分は公共的裁判事件に準似して行はる是れ皆な千八百七十九年の地方會計検査法の規定する所なり此の法律に依れば地方官廳は検査員より計算解除の爲めに期限の指定せらるるや直ちに手續の時及場所を十四日前地方新聞又は寺院の公揭示若くは公の街路に於て周知せしむる義務を有す期限に至れば其の規定の標式に従へる計算書二通を検査員に提出す之により検査員は檢閲の後十四日以内に計算検査の結果に關し並に其の或る報告又は實況に關し當該地方廳へ報告するを要す此の報告に於て其の書記は確定したる計算の拔萃を計算検査の期間豫告公示と同様の方法にて公示するの義務あり検査員より起こされたる主張に對して

は地方廳は地方局に控訴することを得と云ふ
右計算解除の目的に向つて全英國は検査區に分たる其の數は倫敦を除くの外
は千八百九十七年以後六區なり而して各區は舊一州の數多を包含す即ち北東
區は四、北西區は九、東區は十二の州を含む中部は十、南東區は八、南西區は十二州
を含む

市團體の計算檢閱事務は勸解裁判手續に類するの形式を取れり其の事務は之
を三人の検査員より成れる委員會に委任す其の中の一人は市長に於て市會議
員中より行政の代理者として任命したるものなり其の他の二人は市民により
區長又は市會議員の職に就くべき資格ある者より選出せられたるものなり

以上要するに各國か地方自治行政團體に與へたる自主權の範圍廣狹の差違
は能く計算解除の場合に於て充分に之を認むるを得へし而して其の尤も鋭き
反對は佛國と普國との間に行はるるを知るへし然るに英國は市團體の地方自
主と新設の自治行政機關に對する直接國家的監視とを以て混合せる特種の中
間制度を示めせり

日本に於ける地方財務の決算に關しては各地方自治體法に於て其計算審査
報告及確定の大綱を規定せるのみ之に依れば府縣知事及郡長は收支命令官及
財務理事者として決算に付き先づ府縣郡參事會の審査に附し其の意見を添へ
て翌々年の通常府縣郡會に決算報告を爲すと同時に内務大臣又は府縣知事に
報告し且つ決定の要領を告示せざるへからず市町村の決算は會計年度終末よ
り三ヶ月以内に之を終了し證書類を添へて收入役より之を市に在りては市參
事會、町村に在りては町村長の審査に附し此等の意見を添へて町村會に提出し
其の認定を得たるときは市町村長より之を知事又は郡長に報告するを要す此
の決算報告の時會計に不足あるときは市制第二百二十五條、町村制第二百二十九條
に依り收入役をして賠償せしむと定めらる

第六章 地方費

第一項 地方費の分類

地方自治體か其の職分を履行するには經濟的物件(土地、固定及流動資本、勞力)を需要すへし此の需要額を稱して經費と云ふ

地方自治體の經費は概して國家經費と同様なる分類を有す然れとも其の内に付き最も重要にして且つ國家の場合と少しく趣きを異にするものは經常費臨時費の區別及び義務費自由費の區別による分類なり

經常費、臨時費の區別は需要存続期間の長短に依る區別にして經常費は經常收入に充當すべく臨時收入は臨時費に充當すへしとの財政計畫上の原則を履行するに必要な分類なり國家の場合に於て經常費は永久的に毎年需要せらるる經費(永久費)なり臨時費は唯た一回限り(非常費)又は數回限り(繼續事業費)需要せられて永續せざる經費なりとする一般の見解は大體に於て亦之を地方經費の此の區別にも適用し得へし此の見解による區別には多少の異議を有するもの

あり獨乙のカウファン氏の如きは其の一人にして斯くの如くんは公債償還費の如きは經常費に屬せしむるを得ず又た繼續事業費を臨時費とするは地方團體をして公債を多からしむる動機となり安全なる方法にあらず寧ろ獨乙地方豫算の如く經常的一時費として經常費に屬せしめ従つて成るべく經常收入に依り支辨せしむるの確實なるに若かすと論せり此の非難の一は經常費臨時費の區別を包括的に解釋するに於て除却せらるへし蓋し豫算各項目の需要は之を包括的に觀察せざるへからず若し之に反して各個の需要を微細に區分して一事件毎に存続期間を見るものとすれば一つとして眞乎永久的の經費あるべきの理なし公債償還の如き某々の各公債に付き其の終期を考ふれば一定据置期限経過の後ち三十年乃至五十年にして元利償却を了すること疑なしと雖も此等各種の公債費を包括したる公債償還費なる項目の需要は凡そ其の公共團體の存在する限り永久に必要なりと推定するを得へし此く推定し得る場合に於て公債償還費を經常費と爲し之に對しては成るべく經常長期の收入財源を以て充當するに力むへしとするは決して不當なりと云ふへからず否な修繕費

豫備費一定の補助費一定の訴訟費拂戻及賠償費の如きは公債費に比し各個の事實に於て甚た短期の存続を爲すに過ぎずと雖も各國之れを經常費に屬せしむるの多きは財源充當の計畫上皆な此の包括的解釋を容るるの結果に依るものと云ふへし次に繼續事業費を經常費とすへしとの見解に對しては地方債激増の弊を矯正する一策として吾人亦一應の賛意を惜ますと雖も此の繼續事業費は更らに地方團體の生産企業費と公益事業費とに分たさるへからず其中に就き生産企業費は瓦斯電燈街鐵等收益業の資本設備に要する創立費に該當し將來之より特種の收入を地方團體に與へ之を以て放資の元利を償却し且つ多少の純益を剩餘し將來の財政を扶け將來人民の負擔を軽減するものなるを以て將來に負擔を残すへき臨時收入取ら公債支辨によるも敢て不可なる理由を見ず従て其の創立費を臨時費とするの至當なるのみならず經常費として現代人民のみの負擔たる經常收入の支辨とするは甚た理由なく且つ却て不當なるを知るへし之に反して公益事業の設備費は道路開設小學校建設等主として民智民力を開發する公益費にして之より生ずる特別の收入により設備費の

元利を償却し純益を地方財政に與ふと云ふ如きものにあらす到底人民の負擔に歸せざるへからざるか故に現代人民の負擔たる租税を以てするも不可なげん殊に小なる地方團體に在りては公債の有利なる發行容易ならざるものあるのみならず斯る地方團體の負債政略は決して其の財政を確實ならしむる所以にあらざるを以て益々其の然るを見るなり然れども此の場合に於ても經費の需要は短期間なり短期有限の經費の爲めに永久經常の負擔を人民に課するの理由なきを以て縱令へ租税によるとしても特別又は附加の臨時税とせざるべからず而して臨時税を以て充當するを適當なりとすれば其の充當せらるる經費は臨時費と稱するを適當なりとせざるを得ず是れ吾人か此の區別に於て國家の場合と均しく且つ一般の見解に従ひ大體に於て經常費は永久毎年費なり臨時費は非常費及繼續事業費なりと解釋し之を地方財政に適用せんとする所以なり

然れども此の區別を地方財政に適用するに當りては一二の注意を要することあり第一は即ち團體經濟の大小に依りて此の區別の適用に異同を生ずること

れなり蓋し大なる團體に在りては各種行政の方面に於て偶發する需要相集まりて殆んど毎年繼續して計算すべき項目を爲すに足るもの少からすと雖も小なる團體に在りては稀れに現はるる項目に於て此の需要を計算するの外なき場合あり斯の如き場合に於ては同一の事項にして府縣財政に在りては經常費に屬するも町村財政に在りては臨時費に屬せしめざるべからざるなり例へば訴訟費、公債費、建物政策費の如き場合に於て此の差異を生ず第二は小團體に在りては財源種別の單純なる爲め此の區別の必要を見ることがあり經常費臨時費の區別は大なる團體の財政の如く財源と費途との關係複雑多種にして適當の配合を爲すにあらざれば財政の計畫を立て整理を期する能はざる場合に於て尤も必要にして以下小なる團體に至りては手数料及收益企業の收入乏しく又た公債の募集容易ならず從て其の財源は僅少の公有財産の外概して附加税又は單獨の特別税によるの外なきを常とす斯る場合に於て經費を經常費臨時費に區別するは計畫上別段の必要もなく却て無用の款項別を増加して通覽を妨げ整理を煩雜ならしむるに過ぎざるを以て寧ろ之を合算するを得策とす

ることあらん普國及本邦の市町村經費の知き之に屬す但し本邦に於ける大なる都市に關しては原則に従ひ此の區別を設けしむるを可なりとす
 義務費及自由費の區別は團體職分の國法上に於ける輕重に基く分類にして團體か必ず負擔すべく定まれる義務に屬する經費を義務費と云ひ之に反して團體か自由の決定に依り隨意に施行することを得べき經費を自由費と稱す此の區別は大體に於て國家の確定費及自由費に類似せり國家財政に於ける確定費は法令の結果に依る經費法令費(法律行爲(契約等に依る義務費(狹義の義務費)及官制組織の維持に要する必要費(必要費)又は官制維持費)より成り國家として必ず支出せざるへからざる經費なるか故に各國概して之を議會の協賛外に置き縦令へ之を豫算に掲上して議會に提出するも議會單獨に之を廢除削減するを得すとせざるものなり地方團體に於ける義務費に在りても理論上は法令費(契約義務費及職制維持費)より成れるものと云はざるへからずして地方議會亦之を如何ともする能はざるものなり而して國家及地方團體の自由費に至りては共に均しく議會の廢減自由なるものに屬す是れ吾人か大體に於て此の區別

は國家と地方團體と相類似すと云ふ所以なり然れとも此の區別の法理及び結果に於て相異なる所あるを知らざるへからず國家は最高最大の公共團體なるか故に縦令へ必ず支出せざるへからざる義務費と云ふも絕對的獨立の自主自覺に依りて義務を決定するものにして法理上反對に決定するの權利を有すへし故に國家に依りては政府をして議會の廢除削減に同意して義務を猶豫し又は避くるの方法を講ぜしむるの餘地を存するものあり之に反して地方團體は義務費の決定に關して絕對的獨立の自主權を有せず地方團體としては之を負擔することに決定し且つ決定の如く實行するの外なく地方理事者と地方議會と同意するも此義務を變更することを得ず若し理事者にして此の義務費を豫算に掲上せず地方議會にして之を可決せざるときは國家官廳は監督權に依り其の編入を強制し又は原案執行を命し若くは強制支出を命するの權利を留保し必要な場合には支出に要する財源として國家官廳直接に地方人民に徵課し其の徵收費を地方の負擔たらしむることをも得べきなり
 本邦の地方制度を見るに地方團體の職分を分ちて全國一般の公益に屬する事

務と地方局部の公益に屬する事務となす、前者は軍事、警察、教育及國稅事務の如き國政事務にして國家の法律勅令又は職權官廳の命令に依り團體に委任せられ若くは特別の法令に依りて團體の機關に命せらる此團體に委任せられたる事務を特に委任の國政事務と稱するか如し之に反して後者は各地方内に於ける勸業、交通、衛生、議會、財産管理、公共企業等の狹義なる自治事務にして之を固有事務と稱するか如し而して團體に委任し又は團體機關に命したる國政事務の經費は謂ゆる義務費に屬すること勿論なるも義務費は獨り此の國政事務のみに限らず固有事務中に於ても議會費、吏員費、公債費、補助費等職制維持並に契約履行の必要費を包括すへし故に結局自由費は國家經費の場合と同じく新規事業費、新契約事項費並に固有事務中必要費に對する新增額に止まるべきなり而して此の區別の結果に關しては府縣郡と市町村との間に多少相異なる所あるを見る

府縣郡に在りては府縣制第二百二條及郡制第八十九條に於て府縣郡は其の必要なる費用及法律勅令又は從來の慣例に依り府縣郡の負擔に屬する費用を支辨するの義務を負ふと規定し若し地方議會に於て之に對し不適當の議決を爲したるときは知事及郡長は府縣制第八十三條、郡制第七十條に依り理由を示して再議に附し仍ほ其の議決を改めざるときは知事は内務大臣に、郡長は知事に具狀して指揮を請ふへしと定められ、結局原案執行を爲すことを得へし之れと少しく異りて市町村に在りては殊に自治の本義を示めさんか爲めか府縣制第二百二條及郡制第八十九條の如き國政補助を本義とする條文を存せず直ちに市制第一百八條及び町村制第二百二條を以て市町村又は町村組合が法律勅令に依て負擔し又は當該官廳の職權に依て命令する所の支出を定額豫算に載せず又は臨時之を承認せず又は實行せざる時は知事若くは郡長は理由を示して其の支出額を定額豫算表に加へ又は臨時支出せしむへしと規定し監督官廳より豫算を強制し又は支出を強制することとなせり之を強制豫算及強制支出と稱す

此他の方法に於ても地方費を分類することを得へしと雖も財政學上の重要は經費分類に依りて地方行政の職分か如何なる効果を國家及地方經濟上に齎

らし奉るや此の効果如何に依りて地方課税負擔の難易厚薄をトするに供するに存す此の見解よりするときは地方經費を地方行政の事項別に列記し各國の實數と比較し累年の統計に依り將來の趨勢を察し以て之に應ずるの收入計畫を考ふるに資せざるへからず依て吾人は更らに事項別により各國地方經費を總括的に研究すへし

第二項 英國地方費

英國地方制度の組織は普通自治體の外特別行政の目的團體存するを以て複雜を極むと雖も之れに關する統計材料は能く整備せり左に團體別による各種行政費の概覽を示めさんとす 英倫ウエールズ(一九二一—三年) 磅(約十圓)

國體	公債費	救養	狂院費	教育費	衛生費	經濟及社會行政費	司法費	公安及公工事費	普通行政費	計
監稅官	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
救養局	1,126,250	2,130,000	—	—	—	—	—	—	—	3,256,250
首府	2,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000,000
州(倫敦州を除く)	100,000	2,700,000	—	—	—	—	—	—	—	2,800,000
市(倫敦市を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3,126,250	2,130,000	—	—	—	—	—	—	—	5,256,250

市部區	2,225,000	—	1,250,000	3,300,000	3,000,000	—	1,000,000	2,000,000	2,225,000
村區	350,000	700	70,000	3,600,000	2,200,000	600,000	2,000,000	2,000,000	3,600,000
寺領	16,000	—	700	16,800	16,200	—	—	—	16,200
學務局	2,000,000	—	9,200,000	—	—	—	—	—	11,200,000
他の特別局	1,900,000	2,600	2,000	490,000	2,200,000	1,100,000	2,000,000	3,200,000	7,800,000
計	3,081,000	2,600	9,900,000	7,390,000	5,200,000	1,700,000	4,000,000	5,200,000	26,171,000

此の科目を詳解して参考に供せんか

公債費は償還基金に依らざる償還額及償還基金への拂込及公債利子の支拂より成り、是れ地方費の一割五歩に相當す。地方債は高三七〇、六〇七、四九三磅に關係する費用なりとす。救養費は全地方費の一割二歩に達す。教育費は改善學校、初等教育、專門及中等學校、圖書館、博物館、其他教育目的に關する經費の合算にして、全地方費の一割一歩を占む。衛生費は施療院、産科院、救濟所、墓地、痘痘事務、衛生警察、食品檢閲、瘧疾事務、汚物掃除、下水事務、浴場、洗濯場、消毒、其他の衛生事務費の合算にして、全地方費の九歩に當る。經濟及社會行政費は道路事務(灌漑水及淨掃とも)橋梁、船車、塵道、街燈、公園、休息所、電氣事業、瓦斯事業、市場及博物館、度量衡檢閲、港灣船

渠阜頭、倉庫、市街鐵道、小鐵道の分擔、消防事務、排水、洪水、水防、養魚の獎勵、勞働者住家、小屋、私的改良工事(特別賦金による)及屠畜場に關する經費の合算にして全地方費の四割一步を占め最大の發達を示せり公安及司法費は警察費、人件及物件費、刑囚追捕及司法行政に關する費用より成り全地方費の五歩に當り公共工事費は全地方費の一歩に達せず是れ其の大部は經濟及社會行政費中に存するを以てならん普通行政費は公共廳舍及職宅、俸給及恩給、廳費、裁判所費及議會手續費、選舉費、選舉名簿費、身分登記費、死體檢閱費、計算事務及其他の經費の合算にして全地方費の五歩七厘を占む

此の如くして英倫ウエルスの地方費總額は一億二千八百九十六萬六千七百四十三磅なるか之れに蘇國の地方費一七、〇四二、〇〇〇磅と愛蘭國の地方費六、一五四、〇〇〇磅とを加ふれば英三王國の地方費總額は一五二、一六五、〇〇〇磅となるへし

斯くの如くして一九〇二—三年に於ける英國地方費の人口割合は

一八八三年 一八九三年 一九〇三年

英倫ウエルス 一九〇二年 一九〇三年 三九、〇八
 全英國 一七、八一 二二、八七 三六、二六

吾人は茲に於て英國地方費中如何なる事務が最も長足の發達を成せるやを知らん爲め左に以上所掲の費目に付き英倫ウエルスに於ける人口一人宛負擔の費を示さんとす

科 目	一八九六年	一九〇二年
公 債 費	人口一人に付き 四、四八	六、一四
救 貧 費	三、七二	四、六五
教 育 費	三、二一	四、二一
衛 生 費	一、九六	三、四四
經濟及公共企業費	八、五三	一六、〇三
他の公共工事費	〇	〇、三二
保安及司法費	一、六一	一、九四
一般行政費	二、九九	二、二一

右の中尤も著しきものは公債費及び經濟公益企業費の増加なり而して公債費の増加は主として經濟及公益企業費の増加に伴ふ地方債の増加に基くものにして二者互に密接の關係を有するものなり此の經濟及公共企業費中尤も大なるものは收益企業たる水道、瓦斯及電氣事業の設備費に屬し千八百九十六年に八、五五六、九五五磅なりしもの千九百三年には三割二歩増の一七、四五八、二七九磅に達せるに由る其他道路及地方鐵道費、手工者及労働者住家費、市場費並に消防事務費も之れに次ぎ増費の著しきものなるも疏水、堤防費及防岸費の如きは依然の狀態を持せり

第三項 佛國地方費

佛國地方自治體の經費として論ずべきものは縣と邑との經費なり然れとも邑の經費に關して最近の詳細なる統計を缺く先づ縣の經費より之を示さん
 縣の經費に關しては千九百二年現計に依るに之を十年前の計算に比して左の變化を爲せり

科 目

一九〇二年

一八九一年

一、縣郡廳人員費	六、〇八〇、七三五	四、〇一〇、九七六
二、動產の維持新調	九五六、二〇三	九九〇、五八二
三、借宅賃料及維持	四、三三五、七六二	四、四〇四、二一八
四、不屬產の維持取得新築	一二、五六四、九〇六	一〇、七六七、〇二四
五、道路及交通機關費	一四三、六六二、九五〇	一二一、六九六、七五七
六、國家企業に對する分擔金	一三、四七六、八一八	一、八三四、五二九
七、救貧慈善費	八一、九六九、七一八	五五、五三三、六六二
八、宗教費	六三、二九九	八五、五七三
九、公共教育費	四、九五六、二〇九	四、四五八、二九二
十、獎勵費(學藝技術及農工業の獎勵)	七、六一四、四四九	五、四四〇、一八九
十一、土地臺帳費	一〇五、五二七	二一八、四三七
十二、公債費	四七、二一四、八三〇	四一、七三二、〇六二
十三、諸費	九、八九〇、四八六	六、三九〇、九九九
計	三三三、八九一、八九四	二五七、五六三、二九五

右の計數に依り經費増加の最も著大なるものを察するに道路及交通機關費、國家企業に對する分擔費、救貧慈惠費及公債費なるを知るへし而して道路及交通機關費は縣道及村道の建設維持及補助費並に地方鐵道、市街鐵道の設備費及利益保證を包含し其の中道路費に關して國家道路基金よりの交付金ありと雖も他は概して縣債に依るものとす國家企業に對する分擔費は國家の郵便電信行政と縣との契約により主として電話線の建設に對する分擔費にして年々の電話收入中より返還せらるべきものなるも縣に在りては亦た縣債に依りて支辨せらる救貧慈惠費は育兒院費尤も多く増加し精神病者費之に次ぎ其他の救護費殊に貧民病者保護、老廢者年金費千八百九十三年七月十五日の法律亦た稍々著しき増加を示めせり公債費の増加は以上の事項に關連するものにして尙ほ益々増加の傾向を存す

邑の經費に至りては細別したる最近の統計なきを以て千八百七十七年の計算に依り經常及臨時を合算して左に之を掲ぐ

科 目

邑(巴里を除く)

巴 里 市

一、行 政 費	六九、七一三、三五〇	二〇、二七六、九〇八
二、市重要行政費	一〇二、二八八、七一四	九八、七〇二、九七七
三、宗 教 費	二一、九三〇、〇六五	二三三、七七五
四、公共教育費	一〇九、〇〇四、二二六	一〇、九三七、二二二
五、地方道路費	一〇四、五二九、〇八六	—
六、公共慈惠費	一九、一九九、〇五六	一二、七四〇、六五〇
七、諸 費	六五、二五九、〇八九	三、〇〇六、七〇五
八、國 債 買 入	三、一二〇、三二一	—
九、公 債 費	一八一、七三八、一〇四	一〇一、五三三、二九三
十、前年度殘勘定	三六、八六一、〇六二	三九、四八〇、八〇五
計	七二三、六四三、〇六三	二八六、九二二、三三五

前記の行政費の中には吏員俸給、收入税給料及牧税、入市税、徴收費、月會費、借買料、邑森林看視費、屯營費、各種の租稅費を含み市重要行政費は建物の新築維持、村道路(燈火及掃除とも)警察及田賦看守費、消火事務費より成る公共教育費は初等教育費、高等及中級教育費、美術及圖書館費を含み地方道路費は交通線、導路及普通村落道を含む

公共事業費は公共救助事業の補助、病院及救養費、癡狂及養兒院費、其他の救護費より成る

斯くの如くして千九百二年に於ける佛國の地方費は科目の細別不明なるも總額に於て左の如しと云ふ

	人口宛	一八九一年
總計		一四〇
巴里市	三三三、八九一、八九四 ^法	六、八四
他の邑	三二七、六八二、七一四	九六、五九
計	七七二、五五五、〇六六	一〇、一三
	一、四三三、一二九、六七四	三六、二〇
		?

第四項 普國地方費

普國の地方費に關しても科目別による最近の統計は之か資料を得ず依て吾人は年代の古るきに拘らす科目別によりて先づ其の包含せらるる地方事業と科目との關係を知らしめ而る後に最近の總額統計を擧げんとす

州の經費に關して千九百二年の科目別統計あり之を十年前に比較して其の計

數を示めさん

科 目	一九〇二年	一八九二年
經常費	六六、一七八、九八二 ^法	五七、一三一、八七〇 ^法
臨時費	一〇、八三三、八七三	三、九九二、七〇四
計	七七、〇一一、八五五	六一、一二四、五七四
經常費の内		
一般行政費	三、四八八、〇二四	三、三三九、八六八
道路及鐵道費	三〇、六一〇、一〇〇	三〇、七二一、五二〇
農業土地改良獎勵費	二、二五三、七七七	九五九、一一九
地方貧民及感化事務費	八、六八八、五七一	五、四七八、六九二
強弱及獎學教育費	六六七、七二六	七七九、五六九
癡狂盲啞院費	八、八六二、五〇八	七、五四七、五四四
慈善院費	八四二、二四五	
產科院費	三四二、五九九	
		一、一一一、〇〇〇

學藝技術獎勵費	六九三、二六一	六四〇、五七五
公債費	五、五八五、〇五七	六、五五三、九八八
其他諸費	四、一四五、一一四	

郡の經費に關しては全く最近の科目別統計を欠けるを以て千八百七十八年の計算に依るの外なし即ち左の如し

科	目	一八七八年
一、國家目的の經費 <small>(軍事、陪審官及賦稅所費)</small>		二二四、九三九
二、交通機關		二二、九六五、二九二
三、貧民、慈惠、改善機關		一、七二三、三〇〇
四、公益設定物		七九、三四二
五、教育費		一五八、一九六
六、衛生及獸疫費		一、〇九三、六一五
七、農業及土地改良事業費		一三六、八九三
八、究困者分娩補助費		三二、六三〇

九、一般行政費	五、二六八、六五四
十、公債利子及元金償還	七、七四八、二二一
十一、他の諸費	一、七八八、七一九

計

州に對する負擔	四〇、一九九、八〇五
合 計	四五、二七七、〇七一

次に市町村の經費に關しても最近のものなきを以て千八百八十四年の分を左に示めさん

科	目	市	村	計
一、一般國政費		一七、八四、八八八	七、三三、七五六	二五、一八、六四四
二、交通機關事務費		三、九二、二一九	一八、四六四、〇九一	二〇、三八五、二一〇
三、公共用の企業設備		五、七八、三五五	三三、六三三	三九、四一八、九八八
四、救貧及慈惠行政費		三、八六四、七六五	一三、九〇一、五三四	一七、七六六、三〇九
五、學校事務費		六、九六、五九九	三、八五四、九三二	一〇、八二〇、五三一

六、市町村行政費(補助行政を含む)	三、〇七五、六〇五	一三、三八〇、八三一	三七、三五五、四三六
七、公債元利費	二六、九三三、九六一	七、七三二、八五五	三、六四三、八三五
八、収益財産の行政費	八、七九一、三五四	六、九三七、二一八	一五、七五五、三九三
九、他の経費	一一、〇四九、三五〇	一〇、四九六、八四四	二一、五四六、〇六四
計	二七、二二〇、七七七	一〇〇、八八二、五四三	三三、〇六三、三一九
外に			
州及郡税の分	二、〇二六、九六〇	一三、〇二一、九三八	一四、〇三八、八八八
學校組合費	二、七五六、三三八	一一、〇四三、四七二	一五、八二〇、六九九
寺院税の分	三、六九九、三九四	五、五三〇、九六六	九、三三〇、三八〇
合計	八、四四三、四八三	二八、六七七、八八五	三三、〇九八、八六四
最後に庄邑の経費に關して千八百八十九年の計算なるものあり是れ東部七州に於ける庄邑經濟の経費にして其の科目左の如しと云ふ			
科 目		一、二三四、六八一	
一般地方行政費			

一四四

救貧事務費	三、三八二、三七八
庶民學校費	二、九二四、二五八
公共道路	三、三八七、九二二
他の経費	八四一、一四二
計	一一、七七〇、三八二
外に 州及郡費	四、八二七、二四七
普國地方費の總額に關しては前掲よりも稍々新たなる千九百年の計算あり此の計算には推定數あること明かなるも獨逸某大家の調査に基くものなるを以て蓋し眞に近きものなるへし	
普國地方費の千九百年に於ける總額は左の如し	
州 費	七七、〇一二、八五五
郡 費	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
市 費	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
町村 費	一四五、四〇〇、〇〇〇

莊 邑	一五、〇〇〇、〇〇〇
學校組合	一五、〇〇〇、〇〇〇
計	一、一五二、四〇〇、〇〇〇

之を當時に於ける普國の人口に割宛つれば一人に付き三三三三四三の割合に當ると云ふ

第五項 本邦地方費

日本に於ける地方費は府縣、郡、市、町、村、町村組合の經費より成る

一 府縣費

府縣は法律勅令又は從來の慣例に依り府縣の負擔に屬する費用及其他府縣の自治經營上必要なる費用を支出せざるへからざるの外時運の進歩に伴ひ固有事務の一般にも逐年増加の傾向を示めせり即ち左の如し

費 目	明治二十五年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年
警 察 費	四、八〇九、一七六	五、七七七、一七七	一〇、一五九、八四〇	一三、〇六六、九四三
土 木 費	九、八四六、七六九	三〇、七七一、二六八	一八、八七三、八二八	二〇、六三四、三三八

會 講 費	三四八、六三三	三四〇、五九四	四九三、一三三	四九六、〇三三
衛生及病院費	三七九、八四一	九三三、一三三	三、〇八六、〇三三	二、七九三、三五九
教 育 費	一、二七〇、八九四	二、九九四、六四三	一一、〇六七、九七一	一一、三三〇、五八一
郡 役 所 費	一、七九、六八四	二、〇五九、〇一七	三、一五一、九三三	三、三〇三、九六七
勸 業 費	二四六、三八七	九四七、一三三	三、五七四、六二〇	六、三四九、二〇九
吏 員 費	三二、四三二	二五四、四〇三	九四八、六〇三	一、七〇九、二二七
府 縣 債 費	五五四、六〇八	九五三、四三三	三、七三六、一四三	二、五六六、四九一
教 育 費	六〇、六七七	七〇、六〇四	二五、四三〇	一九六、二一五
選 舉 費	三、九七六	一一、三六七	一〇四、〇七八	五五、一三一
府縣廳舎建築修繕費	九七、一四〇	三三、二八五	二七九、三七三	三〇七、九五九
府縣金取扱費	三二五、一一〇	四九五、一三五	八八七、五九九	一、一四七、七四四
監 獄 費	三、二六九、四四五	四、一四五、五六三	—	—
其他諸費	三七五、二六六	二七一、五五六	一、四九九、五三八	五、三九六、二九九
計	三三、三八八、九九六	四〇、〇四七、二二七	五八、〇三六、〇四九	六八、二六三、三五五

人口一人宛

〇、五七四

〇、九三五

一、三三三

一、五三〇

一四八

(備考) 監獄費は三十四年度後國庫支辨に屬するに至りたるを以て三十五年度後の計算に攝上せず北海道費は二十五年及三十年度の兩計算中には包含せざるも三十五年及四十年度の計算中には加算し居れり

以上の計數に依りて見るに各費の増加著しく全體に於て廿五年度に比し四十年度の總額は約三倍の額に達せり之を平均狀態として其以上のものを求むれば尤も著しきは勸業費の二十五倍増にして衛生費及教育費は各々約十倍、公債費及徵稅費は各々約五倍なるを示す警察費及土木費は比例數に於て約二倍半許の増額に過ぎざるも金額に於ては最大の増費なりと云ふへし歐洲諸國の地方費として著大の増進を示せる救貧費に相當する我府縣の教育費は比例數に於て三倍に達するも金額は極めて微々たるものなり衛生、教育及勸業費の増加は公債の増加を説明し公債の増加は公債費の増加を説明すと雖も其の重大なる原因は土木費の増加に在り土木費は道路、橋梁、治水及港灣の開設修築を目的とするものにして經濟力開發に資すへきは勿論なるも特に地方團體に財源を

供給すへき收益企業の設備に關するもの甚だ稀れなるを知るへし

二 郡費

郡制は明治二十三年始めて制定せられ漸次之を施行したるを以て明治二十五年は尙ほ甚だ幼稚の時代に屬するのみならず郡の位置及び權限の關係に依りて其の發達は上級下級の地方團體の如きを見すと雖も逐年經費の増進は免るる能はざるなり

費目	明治三十五年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年
會議費	三、三六	一七、九六	三六、九一	三七、一五
郡吏員費	一七、〇六	一五、二七	二〇、三三	二七、六三
土木費	五、五三	六、八三	一、八三、〇二	二、二四、〇一
教育費	一一、二五	一九、三九	八八、九八	一、〇七、六九
勸業費	三三、三四	二五、二四	一、〇九、二〇	一、五九、〇七
衛生及病院費	一八、八五	一三、二五	一八、八五	一六、七五
郡會議員選舉費	—	—	一、〇八	一八、二六

郡金庫取扱費	一、六三三	七、〇九六	一九、〇八〇	二〇、四三三
救助費	九三九	九、五三三	三、七六一	二、四三五
郡債費	二、三三七	五〇、一二三	一四〇、八四六	一九九、三九九
郡有財産蓄積費	三、五四五	四三、三五五	一三〇、四一九	二七六、九三四
其他諸費	六、一七五	六九、六〇四	三三八、八九九	三三一、六八三
計	二〇九、七三三	一、七三四、九六三	五、一八四、三七三	六、三三八、四四九
人口一人宛	〇、〇三六	〇、〇六三	〇、一三五	〇、一三六

(備考) 表中「其他諸費」は神社諸税及負擔、公園費、神饌帶料、郡統計費、郡論費、豫備費、寄附金等の合算なり

以上の計數に依るに明治三十年度の歳出を標準とし之れに對して四十年年度の經費は總體に於て約三倍の發達を爲し更らに各費目に關して著大のものを求むれば勸業費の七倍を最高とし教育費の五倍、土木費、郡債費、徵稅費の三倍増は之に次くものなり而して土木費、教育費、勸業費、衛生費は何れも町村事業に對する補助費を包含し之を除ける直接支出の部分と雖も以て郡有收益企業費とも

稱すべきものを包含する餘地あらざるを示めす

三 市費

市は法律勸令に依り委任せらるる國政事務の外固有事務として活動の範圍頗る廣く一般時世の進歩と共に事業の増加したるのみならず市の數も漸次に増加したるを以て殊に著しく經費の増加したるを見る

費目	明治三十五年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年
役所費	五三六、二九四	七九、六九三	二、〇二一、四〇〇	三、一九一、六三三
會議費	三七、二六七	五九、四六七	八四、一六六	一三八、三七七
土木費	五六三、八七二	一、二七三、六七七	六、四〇〇、一一一	八、二七二、六七四
教育費	七四、九三〇	二、三五〇、〇〇九	四、九九四、〇〇一	九、三〇六、八八五
衛生費	一〇七、一八九	三九九、六九〇	一、六三六、〇二六	三、二七、三八四
救助費	二〇、三〇五	三五、一八五	九四、一五〇	八八、六三五
警備費	四三、四三七	八五、五八五	一六三、九九八	三三三、九九七
勸業費	六、〇四七	三〇、七八八	一〇八、四六七	一七六、六二七

公債費	一六〇、〇八八	二、四八〇、二一九	三、八〇三、七九七	四、二一五、二九八
諸税及負擔	二、三三九	七五、六〇五	一、六六六、六一一	一、五三七、二四六
基本財産及蓄積金	一、〇三五	七七、二七三	五五五、五三三	一、四七七、七九九
其他諸費	二六五、一三三	二、九八八、七六四	四、四四八、三三九	一五、八三三、三三三
計	二、四四七、七五七	一〇、五八八、七九五	二五、九六六、六六九	四七、五五八、七五〇
人口一人宛	〇、六〇七	二、一七三	四、五〇五	六、八六五

(備考) 北海道區をも含む 表中其他諸費は財産管理費、給支出、公園費、水道費、報時費、點燈費、市區改正費、寄附金、補助金等の合算にして就中水道費、公園費、市區改正費、財産管理費は其の巨大なると同時に近時に至り著しく發達す

以上の計數に依て見るに都市物興の絶大なるを知るへし先づ其の總額に於て二十五年に比し四十年の市費は約二十倍の發達を示めせり是れ一は市の數の増加にも由れりと雖も日清戦後商工業の發達に伴ひ都市人口の増加し事業の膨脹を來たしたるによらすんはあらず事業の増加に關して各目を見るに其の著大なるものは衛生費の三十倍、土木費及教育費の各々約十三四倍にして

殊に注目すべきは其他經費の増加なるか此の中には公園費、水道費及市區改正費を包含し其の増加驚くべきものあり公債費か二十五倍に増加せるは主として此等に基くものと云ふへし然れとも今尙ほ此等事業の初歩に屬し僅かに其他經費中に存するに過ぎず彼の歐米都市財政の生命たる電氣、瓦斯、街鐵等の市有收益企業に至りては殆んど之を見る能はざるなり

四 町村費

町村は其の發達して市に改變せられ其の數を減したるに拘らず一般文化及經濟の發達に伴ふて事業の増加を來たし是れ亦た經費の増加を免るる能はざりしなり

費目	明治三十五年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年
役場費	六、六〇〇、二七六	八、八八七、三〇一	一三、三〇二、七〇〇	一六、六〇三、五八八
會議費	三五五、五八八	四三五、〇六八	五三二、〇八二	六九一、一七八
土木費	五、六三六、八七〇	八、四六六、三三七	七、三三三、二六四	八、三〇三、六三二
教育費	七、二九〇、一八七	一三、六九五、〇九四	二六、八八八、九八〇	三五、〇三〇、二二三

衛生費	三八〇、九六七	一、八三三、一八一	三、六三三、七九二	三、三七〇、〇二六
救助費	三三、四九九	三九、九五六	五二、九五二	四七、三二二
警備費	一八、一〇八	三五〇、二八〇	四八四、七六六	七三一、三〇九
勸業費	一一三、三三三	八三〇、六六七	八五八、三三三	七九六、八九一
公債費	三六五、〇三三	一、六三三、八五一	六、〇一八、八六三	三、二四〇、一四六
諸税及負擔	三三三、八一〇	一、六六七、二〇四	四、八〇九、三三〇	五、五三三、〇三二
基本財産及蓄積金	四七、四四四	四七〇、二九〇	一、五〇三、七一九	四、五六三、五二四
其他諸費	二九四、六〇五	八三三、七九七	二、五六七、四二六	四、三六三、一六三
計	二、五九六、五三〇	三六、三〇一、八二六	六、四三三、二三四	八三、一七四、八七二
人口一人宛	〇、五八八	〇、九五五	一、五八四	一、九〇三

(備考) 三十五年後の分には北海道一、二級町村をも含む 表中「其他諸費」は報時費、公債費、水道費、財産管理費、寄附及補助金、利戻金、貼付費、雑支出等の合算なり

以上の計數に依りて見るに町村費も總體に於て廿五年度以來逐年増加し四十年度に於て約四倍に達したるを知るへし而して其中尤も割合に於て著大なる

は諸税及負擔の十六倍なるも是れ職役に伴ふ國稅地方稅の増加に依る地方財政事務費の増加に屬し地方事務としては衛生事務費の八倍なるを筆頭とし勸業費亦た約七倍となり教育費は五倍なり基本財産及蓄積金の九倍なるは近時基本財産及積立金増殖の獎勵に基くものにして殊に注目を要するものなり其他經費中には町の公園費、水道費等ありて將來市に變化すへきものの多きを示めし來り其の結果此の費目にも巨大の増進を示めせり此等は皆な相合して公債費の増加を促かしたる原因を成し公債費も約八倍の費額を見るに至れり

五 組合費

組合は特別の目的自治體にして本邦に於ては水利及び水害豫防の目的を以て設定せられたる町村組合體を重要のものとする

團體別	明治三十五年度	人口一人宛	明治四十年年度	人口一人宛
水利組合費	一、八四九、四九九	一、三三二	二、九六、九五五	二、四〇二
水害豫防組合費	六五五、五三三	二、三三三	七五五、三三三	二、三三三
計	二、五〇五、〇〇一	—	三、六七二、三六六	—

内
公債費

四七、〇六四

五三、八八四

最後に日本地方費の總計を算出するに當り注意を要すべきものあり上級團體と下級團體との間に歳入出に於ける繰越科目に基く重複を除却すること是れなり此の目的に向つては先づ前記各團體の費額を總合し此の中より上級團體の歳出にして下級團體の歳入となりたる補助金下渡金の合計額を控除するを適當とすへし左表は總計に於て前數表と對照するの便を破らざらんか爲め其儘之を移記したるも人口宛歳出額を算出するに當りては内務省地方財政概要に従ひ總計中より歳入の重複科目たる府縣費の河川改良工事市町村分賦金郡費の各町村分賦金及夫役現品換算金を控除して算出したるものなるか大數に於て誤なきを認む

各團體	明治三十五年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年
府縣費	三三、三八、九六六	四〇、四七、三七	五、〇三六、〇四九	六、三六、三五五
郡費	二〇九、七五五	一、七四、九六三	五、一八四、三七五	四、三四八、四九九

市費	町村費	水利組合	計
二、四七、七五七	一〇、五六八、七九五	—	四七、五三六、七五〇
三、五九八、三〇〇	三六、三〇一、八二六	—	八三、一七四、八一
—	—	二、五〇五、〇〇一	二、九一六、九五五
四七、六四五、〇三六	九〇、五四二、八〇一	—	二〇六、三三九、三六〇
人口一人宛	一、一七一	—	四、一四三

(備考) 内務省地方局發行「地方財政概要」に依る
 更らに經費中の各費目か總歳出に對し如何なる比例を占むるやを見るに四十二年度の計算に於て左の割合を爲すと云ふ

地方團體歳出千分比例表

費目	府縣	郡	市	町村	組合	總括
教育	二一八	二〇〇	一六六	四六一	—	三〇三
衛生	三七	二三	六一	二四	—	三六
勸業	一一三	二五三	一三	九	—	四七
土木	二〇五	二九九	七六	七六	六一六	一二九
警察	一九七	—	—	—	—	五八
會費	—	五六	三	九	二五	九

第六章 地方費 第五項 本邦地方費

一五七

役所	五一	一	七九	一八五	九九	一三三	一一三
公債費	五三	三〇	一七〇	五九	一三二	八四	
吏員	三一	三八	一	一	一	一〇	
購税負擔	一	一	二九	六七	四	三五	
基本財産費	一	四〇	三〇	三八	一九	二六	
其他	九四	六一	三七三	七二	一〇五	一五〇	
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

吾人は茲に至り各國の地方費總額を比較し併せて其の各自人口宛負擔の比較を見るに實に左の如きを見る

(参考)

各國地方費人口一人宛	地方費總額	圓換算額	人口總	一人宛
普 國	一、一五三、四〇〇、〇〇〇 ^馬	五七六、二〇〇、〇〇〇	三、四七〇、〇〇〇	一六、七〇
佛 國	一、四三三、二九、六七四 ^法	五七三、三五、八六九	三六、九六〇、〇〇〇	一四、五〇
英 國	一、五、一六五、〇〇〇 ^英	一、五三〇、〇〇〇、〇〇〇	四、九六〇、〇〇〇	三六、五〇
日 本	二〇六、三三九、三六〇	二〇六、三三九、三六〇	五、七三六、〇〇〇	四、一四

各國地方費重要目的人口宛	教育費	土木費	勸業費	衛生費	救民費
普 國	一、四九	二、五八	〇、〇三	?	一、一五
佛 國	一、二四	二、五三	〇、七八	?	一、五六
英 國	四、二一 ^英	〇、三三	一六、〇三	三、四四	四、六〇
日 本	一、一一	〇、七六	〇、一六	〇、二八	〇、〇〇六

(備考) 以上の計算前掲諸統計中より同種目的に關する計數を算出し之を人口にて除したるものにして其の各内容一致せざるか故に案より正確を期し雖も土木費と勸業費とを合せ、救民費と衛生費とを合せて人口宛とするときは一層事實に適合せん、要するに大量製鉄を爲すには一の参考とするに足らん

第七章 地方收入

地方收入とは地方自治體の公共需要を充足するに必要な收入手段の謂にして其の種類は存續期間、團體の自營、法律上の位地、財政上の目的及經濟上の性質より觀察して經常收入、臨時收入の別、獨自收入、寄附收入の別、公法收入、私法收入の別、竝に普通收入、偶爾收入の別及私經濟收入、公經濟收入の別に分類することを得るも收入の性質に對する利害を研究するの重要より觀察するときは普通收入、偶爾收入の目的別に公經濟收入、私經濟收入の性質別を加味したる分類法を以て尤も重要なりとす

第一 經常收入及臨時收入の別

此の分類は經費に於ける同様の分類に對應して財政計畫上より經常費は經常收入を以て支辨し臨時費は經常收入の剩餘若くは臨時收入を以て充當すへし臨時收入を以て經常費に充當するを避くへしと云ふ財政經理の原則を遵守する爲めに存續期間の長短に従ひて收入を區別するの必要より觀察する分類な

るか故に財政の收支均衡を永久的に保持せんとする上に於て重要な分類たること論を俟たず然れとも此の原則は各個の經費に對し各個の收入を斯くの如く常に區別して固著せしむへしと云ふにあらすして要は經常費全體の總額と經常收入全體の總額とを對照し此の對照に於て經常收入額の單に一時的のみならず將來とも不足なかるべく否な多少の過剩を以て必要なる臨時收入と共に臨時費全體の總額に對照し不足なきを期すへしと云ふものにして此の分類法に於ては收入各個の性質を定め利害を判するの研究を爲すを得ず單に收入各個の存續期間を科目に従ひ包括的に觀察して之れを區別するに過ぎざるなり

第二 獨自收入及寄附收入の別

此の分類は其の收入か各地方團體獨自の意思に依りて調達せらるるや將た他の公共團體又は個人の目的ある意思によりて寄附せらるるやに基く區別にして地方團體の收入には國庫及上級團體の補助金下渡金交付金又は市民の指定寄附金による收入多きか爲めに之を存すと云ふに過ぎず學理上に於て何等重

要なる分類とするの價值あるにあらす

第三 公法上收入及私法上收入の別

此の分類は法律上に於ける收入權の位地による區別にして公法の規定に基き收納する收入は公法上の收入なり私法の規定に基き收納する收入は私法上の收入なりとせらる此の見解に付き各個の法律を公法私法に分ちて甄別するときは地方自治體法其自身既に公法なるか故に地方自治體の收入は殆ど皆な公法上の收入となるべきの理にして區別し得ざるの恐あり故に此の見解は結局各法律に就き全部として觀察せず各法律中の各條項毎に之を區別せざるへからすして斯くするに當りては其の各個の條項か公法的規定なるや私法的規定なるやの標準は何に依て之を求むべきか公益の爲め私益の爲めと云ふ如き區別を公益的公共團體に關して甄別すること實際に於て甚だ困難なり茲に於てか或る論者は此の區別の効果より觀察して公法上の收入は之を執行するに行政上の處分を以てし私法上の收入は之を執行するに民事上の裁判を以てすと云ふものもあるも執行の方法は法規の便宜によりて如何様にも定め得べく外國

に在りては租税に關する爭議を司法裁判に附し其の判決又は決定によりて執行するもの少からず之を以て收入の法律上に於ける性質をも定むるを得ず要するに此の分類は其の適用上甚た困難なるのみならず少くとも財政學上に於ては採用するに適せず

第四 普通收入及偶爾收入の別

普通收入とは地方團體か其の需要の種類程度に應じ財政上の目的を以て普通に計畫する所の財源による收入の謂なり之に反して偶爾收入は財政上の目的を以て計畫したる財源によらず單に行政事務に關連して偶爾に取得する事務上又は事務外の入額に過ぎず各個の雜收入なるもの即ち是れなり此分類は財政上の目的を以て計畫したる財源よりの收入なりや否やに依りて區別するものにして此の分類のみを以てしては特に重要なるを認めざるも此の普通收入を再分するに經濟上の觀察を以てし私經濟收入及公經濟收入の分類を加味するときは個々の收入に付き經濟上の性質を明かにするを得て利害の研究上尤も重要なる分類法となるへし

(一) 公經濟收入及私經濟收入

公共團體の經濟活動には二面あり其の團體か個人を團體組織員として之れに對する對内關係と其の團體か自ら個人に對し一の各個經濟體として之に對する對外關係との二面是れなり前者は共同統一的關係にして共同組織法による公共心の要求なるも後者は相互別個經濟間に於ける非共同的關係にして彼我差別的利益心の要求なり前者の關係より公共團體に生ずる收入は公經濟的收入となり後者の關係より公共團體に生ずる收入は私經濟的收入と稱す吾人は更らに具體的の例により此兩收入の區別を明かにせんと欲す此の分類は一見公法收入及私法收入の別に類似するか如しと雖も彼れは行政法上に於ける表見的の區別にして此れは經濟上に於ける本性的の區別なり一は法律の變更と共に變更するも一は經濟原則と共に永久の存在を有するものなり

甲 私經濟的收入 は地方團體か自ら各個經濟人間の一經濟人として他と經濟を差別し自ら財産及設備を利用し他に對しては彼我差別經濟間に行はるる

普通の經濟原則即ち交換的方法に依りて取得する收入なるか故に各個經濟的の收入とも稱することを得へし更らに之を收入の計畫的基礎即ち財源によりて區別すれば

一、公有財産より生ずる收入 財産收入
 二、公有企業より生ずる收入 企業收入
 三、公共信用より生ずる收入 公債收入

の三者となるへし此等の收入は其の財産、企業及信用により産物、行務及び信用を他の經濟人に對し與ふるの對價として收入するものにして此の場合に於ては團體内の個人と雖も共同組織法による團員たる資格に於てせず團體外の個人と均しき第三者たる關係を有するに止まり共同關係を以て強要せらるるものにあらず

乙、公經濟的收入 は之に反し地方團體か共同組織法及其他の國家法規により公共の職分として遂行する共同事務の費用を共同組織法に基く團體内の共同團員たるものより徵求し又は團體自ら他の公共團體の團員たる爲めに他の

公共團體より所命の事務と共に補給せらるる收入にして何れも團體と團員との共同關係に基ける收入なり而して地方團體か團員より徵求する場合に又た種々あり個人私法人をも含むを團員として徵求するあり他の公共團體を團員として徵求するあり個人徵求の場合に於ても一般政費の爲めに徵求するものと特別政費の爲めに徵求するものとの別あり此等異なる關係により公經濟的収入は更らに左の如く再分せらる

- 一、個人より徵求するもの
 - 甲、一般政費の爲に徵求するもの 租 税
 - 乙、特別政費の爲に徵求するもの
 - 利益を標準とするもの 特別賦金
 - 費用を標準とするもの 手数料
 - 二、他の公共團體より徵求するもの 分賦金
 - 三、他の公共團體より補給せらるるもの 補助金
- (二) 偶爾收入

此の収入は地方團體が財政上の目的を以て計畫する財源にあらざること既述の如くして單に行政上隨時に取得し取得に従つて収入の計算を爲し財政上に使用すと云ふに過ぎざる個々の収入のみ前記財政上の財源たる普通収入に對して單に之を行政上の収入又は雜收入と稱す此の収入に屬するものは雜多にして一々列擧すへからざるも其の重なる例を擧ぐれば不用雜品賣拂代、個人寄附金、遺息金、拾得金の如き之に屬す

第八章 地方財産收入

此の収入は地方團體の所有に屬する財産より生ずるものにして其の如何なる程度に於て収入を生ずるやは財産の種類に依りて異なる、地方團體所有の財産に二種の大別あり其の直接に公共的行政の目的に宛てらるるものは行政財産と稱し地方財政上の目的に供せらるるものは財政財産とす

行政財産は其の公署敷地、道路、港灣、廳舎、學校等の公用設定物にして其の創設及維持に關し財政上經費の要部をなすも之れより財政上に對し私經濟的の收入を與ふること甚だ稀れなり其の稀れに生ずる収入は實に偶爾的にして概して財政計畫の財源とするに適せず即ち其の公用上最早や使用すへからざるに至れる廢用物の處分より生ずべき時の収入を除くの外は個々の部分として個人の利用を許可し之より使用料収入を生ずるに過ぎず例へば公共道路の一部に對する短期の使用若くは貨物其他の物件の貯存又は公共行政上の建物の不用部分に對する一時的貸貸等の如き是れなり然れとも行政財産は公共營造物と

して特定の目的を有するもの多きか故に各營造物の有する特定の目的と一致し而かも其の公用を妨げざる範圍に於て長期の使用を許可し従つて財政上の目的を其の收入に附着することあり此の事項は近時市街に於て交通衛生及經濟の發達と共に益々増加し地方財政上重要な財源を與ふるを見る例へは公共道路の一部を長く市街鐵道會社、瓦斯電氣及水道會社に貸付する如き又た地方團體の財産使用に際し其の公共衛生的又は一般經濟的目的を達することと一致して之に關係ある私人的目的に使用せしむる屠畜場、牧園、市場、波戶場使用料の如き是れなり此れ等は理論上に於ては公共營造物の使用にして長期の財政上の目的を有する長期の收入なるか故に手数料として公經濟的收入に屬すへきを至當とす我國の制度に於ても之を公法上の使用料として手数料と均しく公課收入に屬せしめ地方有財産より生ずる收入なるものと區別せり然れども歐洲殊に獨乙の如きは斯の如き區別を明にせず豫算上財産收入として之を合算するか故に獨乙の學者は此の區別を除くへしと論せり依て吾人は外國例に關しては財産收入中之を區別せざるも本邦の財産收入に關しては斯くの如

き公經濟的收入を加算せずして論することと爲すへし然るに之れと異なりて公共行政の目的に附屬する財産にして而も長期の經常收入を生ずるもの近時益々其數を増加せり例へは獨乙に於ては市會の下層に附置せる酒舖の如き又た勞働者住居に供する自治體有家屋の如き一般公共の目的に附屬する財産なるか故に行政財産に相違なく而も之を以て直接の營造物とは稱すへからざるか故に其の之より生ずる收入は手数料的公課にあらずして私經濟的收入に屬するを至當とす彼の精神病院及教育院附屬の農業牧畜及園耕の如き特種學校に附屬する特種工業の如き又た感化院及浮浪收容所の勞働場、勞働移民地等の如きも此種の行政財産に屬し而して其の收入は私經濟的の收入なりと云ふへし

財政上の財産は公共行政用を以て直接の目的とせず財政上の目的を主とする財産にして其の重要なるものは耕地森林牧場及び動産資本なりとす之より生ずる私經濟的收入は此等財産の使用若くは運用による收入にして小作、貸付利息及産物の代價なりとす此等の利用方法により生ずるべき收入の經濟的基礎は

經濟上の價格の法則に従はざるを得ず然れども此の價格法則は地方團體の公共的性質により多少の變形を呈することあり然るときは其の價格が公共趣味を帯ふる程度に従ふて私經濟的収入の性質は益々褐脫し漸次に公經濟的性質に推移し往き其の形態の分明を没するに至る

第一項 土地利用の收入

土地は最古に於て財産の意義なく共有物又は共同物と稱するものなりしが自治體內に於ける工業及商業の發達と共に都市の勃興するや人民の大部分に對する土地の使用及價值は漸くに失墜し之れと同時に個人に對する自治體內土地分割の氣運を促かせり然れども多くは是れ牧草地原野にして耕地及森林の共有は尙ほ近世まで存せしもの少なからざりき而して其の保存の程度は土地の性質氣候住民の疎密主要の耕作方法及經濟方法並に住民の歴史的性質によりて自から相異なり大小區々なりき然るにアダムスミス及自然法派の學說の結果は十八世紀以後市に於ても村落に於ても益々個人主義全勢の時代を現はし所在に残存せる多少の共有物も殆んど全く私有財産に變改して自治體の所

有地は賣却を獎勵せられ關係の立法も多少此の流行の感化を免るる能はざりしなり然れども尙ほ自治體森林を小割し又は之を耕地に變改することは不經濟として排斥せられ森林は成るべく之を保存することとなるか如し

英國に於ては十六世紀に至り共有牧場を牧草業者に交付し次いで十八世紀以後は牧場以外の共有地を分割し私人に交付したり即ち千八百三十二年までに分割せられたるもの五百六十萬エーカーに達すと云ふ千八百四十五年以後特別分割局の設立により更に小所有地分割を行へり然れども茲に注意すべきは各分割の場合に於て四乃至十エーカーの共有牧場は公共目的の爲め公共所有地として保存し置くへしと定められたること是れなり

佛國に於ては千七百六十九年より千七百七十九年までの間に於ける多數の勅令により各州の各部分に於て土地耕作の獎勵の爲め全部又は一部の分割を共有地に行ひ終身又は世襲的の割宛を許せり然れども尙ほ多少留保する所ありき即ち割與せる土地は讓渡すことを得せしめず其の抵當は果實又は收穫のみに關して之を設定することを許せり而して配遇者兩方死するときは自治體